

行政常任委員会

令和 8 年 3 月 9 日（月）

午前 9 時 5 9 分開 会

○南委員長 おはようございます。ただいまより行政常任委員会を開催させていただきます。

今日、本日の委員会の予定は、福祉と環境まで行きたいと思いますので、よろしくをお願いします。前年度の時間帯で行きますと、福祉で約 1 時間半、環境で 1 時間でございますので、二つで終わりたいと思います。

今回の福祉の所管は、条例 2 件と予算 2 件、指定管理 1 件でございます。

それでは、早速ですが、議案第 2 号「尾鷲市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」と議案第 3 号「尾鷲市乳児等通園支援事業に関する条例の制定について」、2 本を併せてお願いをいたします。

○山口福祉保健課長 おはようございます。福祉保健課でございます。よろしくお願いたします。

それでは、まず、議案第 2 号と議案第 3 号の条例制定につきましては関連しておりますので、一括して、子ども・子育て担当参事より資料に基づき御説明いたします。

○丸田福祉保健課参事 それでは、議案第 2 号「尾鷲市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」と議案第 3 号「尾鷲市乳児等通園支援事業に関する条例の制定について」について説明させていただきます。

議案書 1 ページから 1 3 ページに本条例が掲載されておりますが、制度等の詳細を含め、資料にて説明させていただきます。

委員会資料の 1 ページを御覧ください。

昨年 9 月の定例会において概要を説明させていただきましたが、令和 8 年度より本市におきましても乳児等通園支援事業、通称、「こども誰でも通園制度」が実施されます。本制度は、保育所等に通っていない生後 6 か月から満 3 歳未満の子供が月一定時間までの利用枠の中で就労要件を問わず柔軟に利用できるもので、実施に伴い、9 月定例会において実施事業所に対する設備及び運営に関する基準を定める条例を制定いたしました。このたび、議案第 2 号の事業者が給付費の支給に係る事業を適切に実施できるかを定める運営に関する基準と、議案第 3 号の公立保育所

での実施に当たり必要な事項を定める条例を制定するものであります。

本市における事業内容ですが、国と同基準としております。

実施施設と利用定員は、本市では三つの保育所での実施を予定しており、矢浜保育園では定員を別に設けて在園児と合同、または、専用室にて保育を行う一般型で、定員は3名、尾鷲乳児保育園ととちのもり保育園は、空き定員の枠を活用して保育を行う余裕活用型で、定員は1名にて実施、対象は、矢浜保育園と尾鷲乳児保育園は同じ旧町内に一時預かり保育を実施しているこども園があることから、国と同じ基準の保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満の子供としますが、とちのもり保育園につきましては、九鬼、輪内地区の唯一の保育施設でもあることから、満3歳になった最初の年度末といたします。

利用日、利用時間ですが、給食やお昼寝の時間を勘案し、半日保育は9時から11時の2時間、1日利用は9時から14時の5時間で、利用可能上限時間は、子供1人当たり月10時間まで、利用者の負担額は、1時間当たり300円で実施いたします。

次に、条例案の構成ですが、尾鷲市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例では、第1章では、総則として第1条と第2条に趣旨と一般原則を、第2章では、第3条に第1節として利用定員に関する基準を、第4条から第32条に第2節として運営に関する基準を、第3章では、雑則として第33条に電磁的記録について定めております。

また、尾鷲市乳児等通園支援事業に関する条例では、第1条から第7条に趣旨、施設、利用料等について定めております。

施行日は、両条例とも令和8年4月1日からです。

説明は以上です。

○山口福祉保健課長　　以上が議案第2号及び3号の条例制定に係る議案の説明でございます。よろしく御審議いただき御承認賜りますよう、お願いいたします。

○南委員長　　ありがとうございます。

以上が議案第2号、第3号の条例の制定に関する説明でございました。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

○西野副委員長　　こども誰でも通園制度は、非常によい制度だと感じておるんですけど、その反面、保育士不足もあると思うんですけど、その現場が円滑に進むかどうか、ちょっと、そこ、気になります。

○丸田福祉保健課参事　　保育士不足の問題は、本市だけではなくて県も国も同じ

課題を抱えているんですけれども、9月の定例会でもちょっと説明させていただいたんですが、三重県でも地域限定保育士という制度など、新たな人材獲得のための制度が始まる予定でして、これら国とか県とかの制度も生かしながら、連携しながら人材確保にできればと考えております。

○西野副委員長 その地域限定保育士とか、もともとある保育士の資格取得が結構難しいというイメージ、あるんですけど、でも、その科目合格制で計画的に取得できる制度というのを、みんな、ちょっと知らないと思います。その制度の情報発信をちょっと強化して、心理的ハードルを下げるという手もあるんですけど、どうでしょうか。

○丸田福祉保健課参事 地域限定保育士の主な特徴といいますと、通常の保育士は、筆記試験と実技試験の二つに合格しないといけないということがありまして、ただ、地域限定保育士については、筆記試験は必要なんですけど、実技試験の代わりに講習を受ければよいというものになっている、これが主な特徴だと思います。

また、委員さんがおっしゃるように保育士の筆記試験というのは、そのトータルで科目ごとの合格であって、それが次の年とかに持ち込めますので、こういった制度の周知とかを力を入れて、今後、PRができればなと考えています。

○西野副委員長 子育てが一段落した方とか子育てボランティアの方は、資格取得を目指すことも多いと言われております。その層にアプローチかけるのもよいと思うんですけど、どうでしょうか。

○丸田福祉保健課参事 そうですね、子育ての経験者ですとか、あと、子育てボランティアの方というのは、これまでの経験を生かすという意味で、そういった保育士の資格に興味がある方もやはり高いかと思われますので、そういった方に対してもPRをすることに努めたいと考えます。

○西野副委員長 潜在保育士の復帰支援については、どう考えていますか。

○丸田福祉保健課参事 潜在保育士については、やはり国も大きな課題と捉えています。今年度のガイドラインでも新たに盛り込まれる予定というふうに聞いています。これを受けて、県も何らかの理由で保育士を辞められた方、また、保育士資格を持っているんですけれども、そういう保育所に勤めていない方の登録をする制度というのを取り入れるというふうに聞いていますので、これらの制度もPRして人材確保に取り組んでいければと思います。

○西野副委員長 潜在保育士の約5割が復帰したいって思っておるそうだというふうにちょっと調べました。その方たちが復帰しやすいように、その復帰支援をち

よっと充実させるのは、お考え、ありますか。

○南委員長 参事、挙手して。

○丸田福祉保健課参事 潜在保育士さんの掘り起こしということですか。

○西野副委員長 復帰支援に対するものを充実させるように、またお願いいたします。

終わります。

○丸田福祉保健課参事 そのように、今、言った県の制度とかもPRしながら取り組んでいければと思いますので、ありがとうございます。

○南委員長 よろしいですか。じゃ、他に議案……。

○佐々木委員 資料の1ページの本市における事業内容のところちょっとお聞きしたいんですけども、利用日、利用時間で、ここに当てはまる時間のみということでしょうか。例えば、昼5時間でも、昼からちょっと病院へ行くとか仕事があるとかというて昼から夕方までとか、そういう対応はなくて、この限られた時間のみということでしょうか。

○丸田福祉保健課参事 このこども誰でも通園制度の時間については、ちょっと現場とも相談しまして、実際に、まだ3歳になるまでの子供というのは、やはりその生活リズム、御飯食べた後、午睡するというかそういったこともありますので、この事業については、そのような時間で設定させていただきましたけれども、ほかに尾鷲市ではファミリーサポートセンター事業ですとか一時預かり保育事業とかもありますので、そういったところで、それ以外の時間は、そこでカバーできればなと考えております。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

○中村委員 対象が生後6か月から満3歳未満の未就園児ということなんですけれども、生後6か月のお子さんでも、一日、9時から14時まで預かっていただけるということで間違いはないですか。

○丸田福祉保健課参事 そうですね、保護者さんが希望されれば、そのような一日対応もできればと考えています。

○中村委員 生後6か月、前にもたしか質問させていただいたと思うんですけども、生後6か月ってなると、ミルクで育てられている方もいらっしゃいますし、混合で離乳食と一緒に育てられている方もいらっしゃると思うんですけども、給食、おやつ代の中にそれは含まれるというか、その6か月ぐらいのお子さんに、そ

れは対応していただけるのか教えてください。

○丸田福祉保健課参事　　そうですね、こちらのミルクですとかおやつについては、この費用の中に含まれていますが、さっき、中村委員のおっしゃるように、最初は、やはり短時間から利用を進めて、ちょっとその慣れた状況で一日に移行していければと考えています。

○南委員長　　よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　特にないようですので、引き続きまして、議案第19号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算(第12号)の議決について」の説明をお願いいたします。

○山口福祉保健課長　　それでは、議案第19号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算(第12号)の議決について」のうち、福祉保健課に関する予算について御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

補正予算書の14、15ページを御覧下さい。通知いたします。

12款分担金及び負担金、1項負担金、2目衛生費負担金1万6,000円の減額は、1節保健費負担金1万6,000円の減額で、各種がん検診自己負担金1万6,000円の減額は、実績によるものでございます。

次に、14款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金2,173万3,000円の減額のうち、福祉保健課分は、2節児童福祉費負担金2,409万3,000円の減額で、子どものための教育・保育給付交付金1,950万6,000円の減額、児童手当交付金458万7,000円の減額で、いずれも実績見込みによるものでございます。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金665万6,000円の増額は、1節社会福祉費補助金773万円の増額で、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金773万円の増額は、市内グループホームの非常用自家発電設備の設置に伴う国庫補助金でございます。

2節児童福祉費補助金141万5,000円の減額は、母子家庭等対策総合支援事業補助金93万8,000円の減額、その二つ下、出産・子育て応援補助金53万4,000円の減額は、いずれも実績見込みによるものでございます。

子ども・子育て支援交付金5万7,000円の増額につきましては、子ども・子

育て担当参事より、資料にて御説明いたします。

○丸田福祉保健課参事　それでは、委員会資料2ページを御覧ください。

国は、昨今の物価高騰といった厳しい環境の中でも事業者が安定的な事業運営を継続して提供できるよう、物品の購入等に係る経費に対して補助を行う地域子ども・子育て支援事業における継続支援事業補助金を創設いたしました。

本市における対象事業は、放課後児童健全育成事業をはじめ4事業で、対象経費は、事業に要した物品購入費用で、補助上限額は、放課後児童健全育成事業が1事業当たり5万円、その他は2万5,000円です。

事業費は17万5,000円で、歳入は、補助率3分の1の国県補助金がそれぞれ5万7,000円でございます。

○山口福祉保健課長　予算書の14、15ページにお戻りください。通知いたします。

3節生活保護費補助金34万1,000円の増額は、生活困窮者就労準備支援事業等補助金34万1,000円の増額で、生活保護業務に係るシステム改修費国庫補助金でございます。

次ページ、16、17ページを御覧ください。

15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金1,113万9,000円の減額のうち、福祉保健課分は、2節児童福祉費負担金715万5,000円の減額で、施設型給付費・地域型保育給付費県費負担金709万5,000円の減額、児童手当県負担金6万円の減額で、国庫負担金同様、実績見込みによるものでございます。

第2項県補助金、2目民生費県補助金115万6,000円の減額は、1節社会福祉費補助金76万6,000円の減額で、子ども医療費補助金76万6,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。

2節児童福祉費補助金39万円の減額は、先ほど資料にて説明した地域子ども・子育て支援事業費補助金5万7,000円の増額と、施設型給付費・地域型保育給付費補助金31万4,000円の減額、出産・子育て応援県補助金13万3,000円の減額は、いずれも実績によるものでございます。

次に、歳出でございます。

28、29ページを御覧下さい。通知いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費は、在宅援護事業に係る財源更正でございます。

次に、4目老人福祉費535万2,000円の増額は、細目老人福祉一般事務費237万8,000円の減額で、備品購入費237万8,000円の減額は、事業費確定に伴う減額でございます。

次に、細目老人福祉施設援護事業773万円の増額は、負担金、補助及び交付金773万円の増額で、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金773万円の増額は、市内グループホームの非常用自家発電設備の設置に伴う補助金で、市町を經由し支出するもので、歳入で御説明した国庫補助金でございます。

6目子ども医療費289万5,000円の減額は、扶助費289万5,000円の減額で、子ども医療費助成金の実績見込みによる減額でございます。

2項児童福祉費につきましては、子ども・子育て担当参事より御説明いたします。

○丸田福祉保健課参事 では、説明いたします。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費10万円の増額は、18節負担金、補助及び交付金10万円の増額で、歳入でも説明のありました放課後児童健全育成事業に係る地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業補助金による増額でございます。

次ページ、30、31ページを御覧ください。

2目児童福祉費3,697万7,000円の減額のうち、細目保育所等事業に係る3,194万7,000円の減額は、18節負担金、補助及び交付金5万円の増額は、補助金、地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業補助金の増額、扶助費、保育所等運営費（施設型給付費）3,199万7,000円の減額は、実績見込みに伴う減額でございます。

細目児童手当給付事業に係る425万5,000円の減額は、扶助費、児童手当425万5,000円の減額で、実績見込みに伴う減額でございます。

細目児童相談事業に係る2万5,000円の増額は、補助金、地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業補助金による増額でございます。

細目出産・子育て応援給付金事業に係る80万円の減額は、負担金、補助及び交付金80万円の減額で、出産・子育て応援給付金の実績に伴う減額でございます。

3目母子父子福祉費125万円の減額は、細目母子父子福祉事業に係る125万円の減額で、負担金、補助及び交付金125万円の減額は、独り親家庭等に対する高等職業訓練促進給付金等事業補助金の実績見込みによる減額でございます。

○山口福祉保健課長 次に、3項生活保護費、1目生活保護総務費68万2,000円の増額は、細目生活保護一般事務費68万2,000円の増額で、委託料の生

活保護システム改修業務委託料68万2,000円の増額は、国との情報連携を行うためのシステム改修費でございます。

次に、4款衛生費、1項保健費、2目予防費1,372万3,000円の減額は、細目予防接種事業1,372万3,000円の減額で、委託料の定期予防接種委託料1,496万7,000円の減額及び任意予防接種委託料194万円の減額は、いずれも実績見込みによるものでございます。

償還金、利子及び割引料318万4,000円の増額は、新型コロナワクチン補助金等の前年度精算金でございます。

次に、3目保健事業普及費277万円の減額は、細目健康増進事業172万7,000円の減額で、次ページを御覧ください、がん検診委託料124万7,000円の減額及び健康づくり健診委託料49万4,000円の減額は、いずれも実績見込みによるものでございます。

償還金、利子及び割引料1万4,000円の増額は、新たなステージに入った健診の総合支援事業補助金の前年度精算金1万4,000円でございます。

細目母子保健事業105万7,000円の減額は、妊婦・産婦健康診査等委託料101万9,000円の減額及び乳幼児健康診査等委託料18万円の減額で、いずれも実績見込みによるものでございます。

償還金、利子及び割引料14万2,000円の増額は、母子保健衛生費国庫補助金の前年度精算金14万2,000円でございます。

細目歯科保健事業1万4,000円の増額は、償還金、利子及び割引料1万4,000円の増額で、医療施設運営費等補助金の前年度精算金1万4,000円でございます。

次に、8ページを御覧ください。通知いたします。

第2表、繰越明許費補正でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、事業名、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業773万円の追加は、先ほど歳入及び歳出で御説明した市内グループホームの非常用自家発電設備の設置に係る国庫補助金の交付決定が年度末予定のため、事業開始が新年度となることに伴い、事業費に係る予算を繰越しするものでございます。

1段下の2項児童福祉費、事業名、物価高対応子育て応援手当支給事業20万4,000円の追加は、児童手当支給対象児童を扶養する者に対し国が児童1人当たり2万円を給付する本事業において、3月末に子供が出生、または、やむを得ない理由等のため年度内に申請ができない方に対して、翌年度の給付金を支給するため繰

越しするものでございます。

以上が令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第12号）の予算説明でございます。
よろしく御審議いただき御承認賜りますよう、お願いいたします。

○南委員長 補正予算12号の説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

○小川議長 すみません、補正予算書の31ページなんですけど。

○南委員長 31、お願いします。

○小川議長 予防接種事業のところで1,490何万なんか減額しておりますけれども、これ、対象者に対して何%ぐらいの方が受けられたんですか。

○山口福祉保健課長 この予防接種委託料は、定期予防接種の全てではなく、減額幅というか、その接種率が低い予防接種もありますし、それは、かなりの予防接種の数がありますので、ちょっと一概に何%というのは、説明がしにくいところではございますけれども。

○小川議長 これ、全ての予防接種のあれで載っているんですね。

○山口福祉保健課長 そうですね、乳児、成人、高齢者と、かなりの数の定期接種が含まれております。日本脳炎であったり、子宮頸がんであったり、風疹であったり、かなりの数、今、一部紹介させていただきましたけれども、その中で、かなり増減というか接種率が違ってきますので、一概に何%というのは、なかなかちょっと言いにくいような状況でございます。

○小川議長 ちょっと、それじゃ、带状疱疹のワクチンについてお伺いしますけれど、この中で、国の定期接種、始まりましたよね。それは、結構、接種率、高いんですか。

○山口福祉保健課長 定期接種につきましては、一応、7年度の予算では対象者が65歳から5歳刻みで対象となっておりますけれども、21.5%の方が接種されております。

○小川議長 定期接種ができたことによって任意接種のほうが多分減っていると思うんです。前、3%ぐらいだったと思うんですけれど、もっと、1%ぐらいまで任意接種のほうが減っているんですか。

○山口福祉保健課長 そうですね、任意のほうは、今年度、一応、これも見込みではございますけれども、0.87%ですね。

○小川議長 その带状疱疹ワクチンのことなんですけど、他市町では、もう定期接種が始まったんで、任意接種、なくしているところもちょろちょろ出てきておる

んですけれども、今後、8年度の予算にも載っていましたが、今後、どうやっていくのか、あれば。

○山口福祉保健課長 言われましたように定期接種が始まりまして、任意接種を実施している市町は、任意を廃止していく傾向にありますけれども、本市では8年度は任意接種も継続してやっていくということで、また当初予算でも説明させていただきましたけれども、その方向でやっていきたいと思っておりますが、9年度以降どうしていくか、その今、定期接種が65歳以上で任意接種が50歳以上ということですので、その50歳から64歳までの方が接種機会がなくなってしまうこともありますので、その辺も含めて早いうちに検討して、結果出したいと思っております。

○小川議長 尾鷲市の場合、高齢化率も高いですからね、その5年に1回になってきますよね、65歳以上の。もう零点何%で少ない金額ですから、できたら残してあげてほしいなって希望、要望しておきますので。

○南委員長 要望でよろしいですか。

(「いいです」と呼ぶ者あり)

○南委員長 じゃ、他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ちょっと1点、私のほうから、よろしいかいな。

今の繰越明許も関わるんですけれども、例の福祉空間整備事業のグループホームへ発電機をこうする予算なんですけれども、一体、どの程度の発電機で、大体、グループホーム全て行き渡るのか、そこら辺、ちょっとお聞かせ願います。

○山口福祉保健課長 非常用発電機ということなので、ある程度の日数と必要な電源というか電量は確保できるような設備になっております。

○南委員長 大体、1台、金額的には。これ、1台分じゃないでしょうか。

○山口福祉保健課長 これは1台分になります。ここの施設に係る1台分の非常用自家発電装置になります。

○南委員長 どの施設へ入れる予定ですか。

○山口福祉保健課長 あいあいグループさんの日和というところになります。

○南委員長 日和のほうへね。

この、あれですか、この補助事業は、ほかのグループホームは、もう発電機は、備わっておるんですか、そうすると。今後していくのか、それも併せて。

○山口福祉保健課長 非常用自家発電装置は、どこのグループホームさんもある

とは思いますが、それが、どの程度の設備になっておるのかというのは、ちょっと把握はできていないですけれども、今後、しっかりした発電機を備えたいというグループホームさんがあれば、また県のほうへ市町を通じて申請していただければと思います。

○南委員長 分かりました。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、補正12号の審査を終了いたしたいと思います。

続きまして、議案第14号「令和8年度尾鷲市一般会計予算の議決について」について、お願いいたします。

○山口福祉保健課長 それでは、議案第14号「令和8年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、福祉保健課に関する予算について御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の20、21ページを御覧ください。通知いたします。

12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金5,349万8,000円は、1節障害者福祉費負担金1,480万5,000円で、地域支援センター他町負担金1,248万4,000円は、紀北地域障害者利用支援センターの運営に対する紀北町からの負担金で、紀北地域障がい者福祉計画策定事業他町負担金232万1,000円は、令和9年度からの3か年計画である新たな紀北地域障がい者福祉計画の策定に係る紀北町からの負担金でございます。

次ページを御覧ください。

2節老人福祉費負担金1,969万5,000円は、尾鷲市養護老人ホーム聖光園の入所者負担金1,894万8,000円と、生活管理指導短期宿泊事業、ショートステイの利用者負担金74万7,000円でございます。

3節児童福祉費負担金1,899万8,000円は、私立保育所入所保護者負担金1,570万円が主なもので、市立保育所入所保護者負担金171万円、市立保育所広域入所負担金128万3,000円は、とちのもり保育園利用に係る保護者負担金で、乳児等通園支援事業保護者負担金5万円は、令和8年度からの実施することも誰でも通園制度の同じくとちのもり保育園の利用に係る保護者負担金でございます。

次に、2目衛生費負担金370万8,000円は、1節保健費負担金370万8,000円で、救急医療体制強化事業他町負担金として、紀北町からの負担金184

万1,000円、各種がん検診自己負担金176万2,000円等でございます。

次に、13款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生費使用料13万1,000円は、1節社会福祉費使用料13万1,000円で、福祉保健センター使用料12万円等でございます。

次に、26、27ページを御覧ください。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金9億534万9,000円は、1節社会福祉費負担金2億9,667万9,000円のうち、福祉保健課分は、2行目の特別障害者手当等給付費負担金から生活困窮者自立支援事業等国庫負担金までで、障害者や障害児及び生活困窮者に対する事業の国庫負担金でございます。

次に、2節児童福祉費負担金3億8,053万円は、保育所や認定こども園運営費に係る子どものための教育・保育給付交付金、児童手当交付金、児童扶養手当負担金等でございます。

3節生活保護費負担金2億2,814万円は、生活扶助費、医療扶助費、介護扶助費に対する国庫負担金でございます。

次に、2目衛生費国庫負担金73万8,000円は、1節保健費負担金73万8,000円で、未熟児養育医療費等国庫負担金20万円、新型コロナウイルス予防接種健康被害救済給付費負担金53万8,000円でございます。

次に、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金4,126万4,000円、1節社会福祉費補助金840万8,000円は、地域生活支援事業費等補助金でございます。

2節児童福祉費補助金2,832万円は、母子家庭等対策総合支援事業費補助金609万5,000円、子ども・子育て支援交付金1,511万3,000円、妊婦のための支援給付交付金550万円等でございます。

次ページ、28、29ページを御覧ください。

3節生活保護費補助金453万6,000円は、生活困窮者就労準備支援事業等補助金412万4,000円等でございます。

次に、3目衛生費国庫補助金462万8,000円のうち、福祉保健課分は、1節保健費補助金93万3,000円で、母子保健衛生費国庫補助金78万8,000円等でございます。

次に、3項委託金、2目民生費委託金344万9,000円のうち、福祉保健課分は、2節児童福祉費委託金10万円で、特別児童扶養手当事務取扱交付金10万

円でございます。

次に、15款県支出金、1項県負担金、2目民生費負担金3億8,405万円のうち、福祉保健課分は、1節社会福祉費負担金2億7,239万7,000円のうち、三重県障害者自立支援給付費等負担金1億2,850万6,000円、行旅病人及び死亡人取扱費負担金109万8,000円及び三重県障害児通所給付費等負担金462万8,000円でございます。

2節児童福祉費負担金1億669万6,000円は、施設型給付費・地域型保育給付費県費負担金8,862万3,000円、児童手当県費負担金1,695万9,000円等でございます。

次ページを御覧ください。

3節生活保護費負担金495万7,000円は、生活保護法第73条による負担金でございます。

次に、3目衛生費県負担金10万円は、1節保健費負担金10万円で、養育医療給付事業等負担金10万円でございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金は9,749万6,000円で、1節社会福祉費補助金4,647万2,000円は、心身障害者医療費補助金3,050万円、三重県障害者自立支援給付費等補助金420万4,000円、子ども医療費補助金1,142万円等でございます。

2節児童福祉費補助金4,598万5,000円は、一人親家庭等医療費補助金500万4,000円、地域子ども・子育て支援事業費補助金1,240万4,000円、施設型給付費・地域型保育給付費補助金331万3,000円、みえ子ども・子育て応援総合補助金2,400万円等でございます。

3節地方改善事業費補助金503万9,000円は、隣保館運営費補助金でございます。

次に、3目衛生費県補助金633万9,000円のうち、福祉保健課分は、1節保健費補助金209万9,000円で、県特定不妊治療費及び不育治療費等補助金45万円、健康増進事業補助金123万円、がん患者医療用ウィッグ等購入費助成事業補助金5万円等でございます。

次ページ、32、33ページを御覧ください。

15款県支出金、3項委託金、2目民生費委託金5,000円で、1節社会福祉費委託金5,000円は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金事務市町交付金5,000円でございます。

38、39ページを御覧ください。

20款諸収入、4項受託事業収入、1目民生費受託事業収入6,438万9,000円は、1節地域支援事業受託事業収入6,438万9,000円で、紀北広域連合から、介護予防地を中心とした地域支援事業をはじめとする地域包括ケアシステムの推進に係る受託事業収入でございます。

次に、5項雑入、1目雑入9,954万9,000円のうち、福祉保健課分は、3節民生費雑入90万5,000円で、生活保護法第63条による返還金（現年度分）50万円、保育士等の保育園職員給食費負担金34万5,000円等でございます。

以上が歳入についての説明でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

88、89ページを御覧ください。通知いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度の予算額は9億3,258万7,000円で、対前年度比3,987万2,000円の増額でございます。財源内訳は、国庫支出金が6,906万8,000円で、そのうち、福祉保健課分は270万3,000円で、これは、地域少子化対策重点推進交付金などでございます。その他特定財源588万6,000円は、ふるさと応援基金繰入金等で、一般財源は、8億5,763万3,000円でございます。

人件費につきましては、総務課より説明が行われておりますので、割愛させていただきます。

細目社会福祉一般事務費6億7,722万2,000円でございます。主なものとして、次ページを御覧ください、需用費1,276万4,000円は、福祉保健センターの光熱水費898万7,000円等でございます。

委託料734万2,000円の主なものとして、成年後見支援センター事業業務委託料49万8,000円、そのほか、福祉保健センターの管理に伴う各種委託料でございます。

使用料及び賃借料216万8,000円の主なものとして、機器借上料190万4,000円で、福祉保健センターの設備管理を効率的に行うための中央監視システムのリース料でございます。

負担金、補助及び交付金6億4,925万3,000円は、負担金では、次ページを御覧ください、紀北広域連合負担金が5億8,075万3,000円、補助金では、社会福祉協議会運営助成金6,474万円、結婚新生活支援事業補助金240万円が主なものでございます。

次に、細目戦没者遺族等援護事業76万2,000円は、尾鷲市戦没者追悼式に係る費用及び特別弔慰金に係る事務費でございます。

次に、2目障害者福祉費、本年度予算額は7,920万円で、対前年度比388万9,000円の増額でございます。財源内訳は、国県支出金が3,853万6,000円、地方債は、心身障害者医療費助成事業債が900万円、その他特定財源の主なものは、ふるさと応援基金繰入金が800万円で、一般財源は2,134万3,000円でございます。

細目障がい者福祉一般事務費679万9,000円の主なものといたしましては、尾鷲市と紀北町で構成する紀北地域における令和9年度からの3か年計画である紀北地域障がい者福祉計画の策定に係る委託料464万2,000円と、同じく3か年計画である尾鷲市障がい福祉計画・尾鷲市障がい児福祉計画策定に係る委託料152万9,000円でございます。

細目特別障害者手当等給付費は1,072万円で、扶助費、特別障害者手当等給付費1,071万6,000円は、特別障害者手当28名分、障害児福祉手当4名分を見込んでおります。

次ページ、94、95ページを御覧ください。

細目医療給付費6,168万1,000円は、扶助費、心身医療費助成金6,100万円が主なものでございます。

3目自立支援給付事業、本年度予算額は5億7,328万円で、対前年度比1,105万5,000円の増額でございます。財源内訳は、国県支出金が4億1,253万2,000円、その他特定財源1,274万3,000円は、紀北町からの地域支援センター負担金1,248万4,000円、ふるさと応援基金繰入金25万9,000円で、一般財源は1億4,800万5,000円でございます。

細目自立支援給付事業一般事務費は2,906万9,000円で、主なものといたしましては、委託料の紀北地域障がい者相談支援センター事業委託料2,637万9,000円は、紀北町と共に、障害のある方を対象に相談等の各種支援を尾鷲市社会福祉協議会に委託するものでございます。

次に、細目介護給付・訓練給付費は5億3,260万2,000円で、扶助費5億3,253万9,000円が主なもので、障害のある方が安心して暮らせる各種サービスを提供するための給付費でございます。

次に、細目地域生活支援事業費は1,160万9,000円で、主なものといたしましては、委託料526万1,000円は、移動支援事業委託料をはじめ、日中一

時支援事業などを尾鷲市社会福祉協議会などの事業所に委託するものでございます。

次ページを御覧ください。

扶助費549万7,000円は、ストマ用装具など、日常生活用具給付事業費が主なものでございます。

次に、4目老人福祉費、本年度予算額は1億2,952万7,000円で、対前年度比991万円の増額でございます。財源内訳は、国県支出金が34万8,000円、その他特定財源2,271万3,000円は、老人ホーム入所者負担金が1,894万8,000円等で、一般財源は1億646万6,000円でございます。

細目老人福祉一般事務費は784万4,000円で、令和9年度からの3か年計画である高齢者保健福祉計画の策定に係る委託料496万8,000円が主なものでございます。

次に、細目老人福祉施設援護事業は1億902万4,000円で、主なものとしたしましては、委託料1億495万1,000円は、養護老人ホーム聖光園の指定管理料でございます。

次に、細目在宅援護事業は1,265万9,000円で、主なものとしたしましては、委託料491万1,000円で、緊急通報システム管理委託料491万1,000円は、120台分の貸与を見込んでおります。

負担金、補助及び交付金425万9,000円は、尾鷲市老人クラブ連合会助成金141万2,000円等でございます。

扶助費331万8,000円は、介護用品給付費331万8,000円で、要介護4及び5と認定されている在宅の高齢者を介護している方64名の方に対し、介護用品券を支給することで在宅介護支援するものでございます。

次ページ、98、99ページを御覧ください。

次に、6目子ども医療費、本年度予算額は3,764万6,000円で、対前年度比247万9,000円の減額でございます。財源内訳は、国県支出金として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,200万円、子ども医療費県補助金1,142万円、地方債は、子ども医療費助成事業債が700万円、その他特定財源は、ふるさと応援基金繰入金が690万円、一般財源は32万6,000円でございます。

細目子ども医療費助成事業は3,764万6,000円で、主なものとしたしましては、扶助費の子ども医療費助成金3,712万1,000円で、高等学校を卒業するまでの医療費助成金でございます。

次に、7目介護保険費、本年度予算額は6,372万2,000円で、対前年度比349万8,000円の増額でございます。財源内訳のその他特定財源6,137万1,000円のうち、福祉保健課分については、5,761万5,000円が紀北広域連合からの地域支援事業受託事業収入で、一般財源は235万1,000円でございます。

細目地域支援事業（総合事業）は2,484万3,000円で、主なものといたしましては、委託料2,071万7,000円は、一般介護予防事業を介護事業所等に委託するものでございます。

次ページを御覧ください。

補助金30万円は、高齢者が主体となって介護予防や健康づくり等を目的とした活動を行う団体に対し、活動を支援する観点から、介護予防自主活動組織支援補助金30万円でございます。

細目地域支援事業（任意）は、554万9,000円で、主なものといたしましては、委託料433万3,000円のうち、食の自立支援事業委託料が420万2,000円で、高齢者の安否確認を兼ねた弁当の配食サービスでございます。

次に、細目地域支援事業（包括）は2,722万3,000円で、地域包括ケアシステム推進に係る事業として、地域ケア会議推進事業委託料、認知症総合支援事業委託料、生活支援体制整備事業委託料の三つの事業を尾鷲市社会福祉協議会へ委託するものでございます。

次に、9目生活困窮者自立支援事業費、本年度予算額は1,313万6,000円で、対前年度比96万円の減額でございます。財源内訳は、国庫支出金が933万6,000円、一般財源が380万円でございます。

細目生活困窮者自立支援事業費は1,313万6,000円で、主なものといたしましては、委託料1,293万5,000円は、生活困窮者自立支援事業委託料1,293万5,000円で、自立相談支援など、尾鷲市社会福祉協議会に委託するものでございます。

2項児童福祉費につきましては、子ども・子育て担当参事より説明いたします。

○丸田福祉保健課参事　それでは、説明いたします。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度予算額は1億4,486万1,000円で、対前年度比2,610万3,000円の増額でございます。財源内訳は、国庫支出金3,299万1,000円は、放課後児童クラブ運営等に係る子ども・子育て支援交付金が847万1,000円、こどもの居場所づくり事業に係る母子家庭

等対策総合支援事業補助金が504万5,000円、みえ子ども・子育て応援補助総合補助金が988万7,000円などがございます。その他特定財源542万5,000円は、ふるさと応援基金繰入金で、一般財源は1億644万5,000円でございます。

次ページを御覧ください。

細目児童福祉一般総務費は102万3,000円で、主なものといたしましては、報酬26万4,000円は、子ども・子育て会議委員報酬26万4,000円、報償費1万円は、子供が事故等を起こした場合の初期対応等を学ぶ保護者向けの救急講座実施に係る講師謝礼、負担金、補助及び交付金60万円は、子供や子育て世帯に、場所や食や生活必需品の提供などを行う団体に対し活動支援を行うための子育て団体活動支援事業補助金60万円でございます。

次に、細目放課後児童健全育成事業は2,163万7,000円で、主なものといたしましては、委託料2,123万1,000円で、放課後児童クラブ委託料2,082万3,000円は、わんぱくクラブを尾鷲民生児童協会に、くれよんをNPO法人あいあいそれぞれ委託するもので、配食事業委託料40万8,000円は、夏休みなどの昼食について弁当を配達し、その費用の一部を助成する事業に係る委託料でございます。

次に、細目ファミリーサポートセンター事業は62万6,000円で、主なものといたしましては、次ページを御覧ください、報償費47万5,000円は、講師謝礼2万円は、子供の世話をする援助会員に対し、事故が起こった際の救急講座を学ぶ研修会などの実施に係るもので、託児謝礼6万6,000円は、制度利用の促進を図るために開催する援助会員、依頼会員及び制度に興味のある方を対象とした交流会開催時の託児謝礼でございます。

細目子育て世帯応援事業は455万3,000円で、詳細につきましては、主要施策の予算概要につきまして、子育て支援係長より説明させていただきます。

○世古福祉保健課主幹兼係長 主要施策の予算概要28ページを御覧ください。

本事業は、乳幼児のいる世帯に対し、紙おむつ、ミルク等を購入できる利用券を交付することにより子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、安心して子供を産み育てる環境づくりを推進するものであります。

これまでは、第2子、第3子を対象に利用券を交付しておりましたが、令和8年度からは、対象を第1子からに拡大して実施するものであります。

事業内容といたしましては、乳幼児の育児に必要な紙おむつやお尻拭きなどの購

入や、育児支援サービスであるファミリーサポートセンターの利用に使える利用券を交付します。

利用できる期間としては、出生後の申請月の翌月から満2歳の誕生日までで、利用券の支給額は、第1子が月額3,000円、第2子が月額4,000円、第3子以降が月額6,000円としております。

事業費は455万3,000円で、県支出金として、みえ子ども・子育て応援総合補助金303万4,000円、その他特定財源として、ふるさと応援基金繰入金150万円、一般財源が1万9,000円です。

○丸田福祉保健課参事 では、予算書104、105ページにお戻りください。

細目こどもの居場所づくり事業は757万円で、主なものとしたしましては、報償費21万円は、輪内地区のコミュニティセンターを安全安心な子供の居場所として開放する事業に係る見守りスタッフに対する報償費で、負担金、補助及び交付金717万8,000円は、学習支援や自然体験により、こどもの居場所づくりを実施する団体に対し活動支援を行うための尾鷲市地域こどもの生活支援強化事業補助金717万8,000円でございます。

次に、2目児童措置費につきましては、本年度予算額は7億2,352万2,000円で、対前年度比1,284万9,000円の減額でございます。財源内訳は、国県支出金5億437万円は、保育事業に係る子供のための教育・保育給付交付金2億1,041万1,000円、児童手当に係る児童手当交付金1億4,053万5,000円などで、地方債500万円は、障害児保育事業債、その他特定財源8,706万2,000円は、保育所入所に係る保護者負担金が2,026万3,000円、ふるさと応援基金繰入金6,789万3,000円などで、一般財源は1億2,709万円でございます。

細目保育所等事業は5億2,026万8,000円で、主なものとしたしましては、委託料1,352万円は、地域子育て支援センター事業委託料912万3,000円は、子育て支援センターちびっ子広場の運営委託料、一時預かり保育事業委託料364万1,000円は、ひのきっこ子ども園にて一時預かり保育事業を、それぞれ尾鷲民生児童協会に委託するものであります。

次に、負担金、補助及び交付金9,209万2,000円の主なものとしたしましては、次ページを御覧ください、主任保育士配置に対する認可保育所特別助成事業補助金が970万5,000円、看護師配置に係る看護師配置補助金が1,099万5,000円、加配保育士を配置し児童の発達を支援する障害児保育対策事業費補

助金 5,311万5,000円などがございます。

扶助費 4億1,403万7,000円につきましては、保育所等運営費が 4億1,391万1,000円で、市内4か所の市立保育所及び認定こども園において、年間延べ2,812人の児童を教育・保育するための運営費でございます。

次に、細目児童手当給付事業は1億7,462万7,000円で、主なものとしたしましては、扶助費1億7,445万5,000円は児童手当で、1,134人の対象児童を見込んでおります。

次に、細目児童相談事業は531万6,000円で、主なものとしたしましては、報償費312万円は、児童相談等に係る臨床心理士への報酬や発達の良い気になる子供と保護者を支援する親子教室に係る保育士への報酬で、親子教室は、これまで集団教室にて実施してまいりましたが、集団教室への参加が困難な子供や、平日の日中に開催される教室への参加が困難な保護者に対応するため、新年度より新たに個別対応の教室を創設し、支援の強化を図ってまいります。

委託料96万6,000円のうち、子育て短期入所事業委託料21万4,000円は、家庭の事情等で一時的に子供を児童養護保育施設へ預ける事業の委託料でございます。

子育て世帯訪問支援事業委託料75万2,000円は、支援が必要な子育て世帯のホームヘルパー派遣を行う事業に係る委託料でございます。

次ページを御覧ください。

細目地域型保育事業は、尾鷲市立とちのもり保育園の運営に係る事業費1,159万9,000円で、主なものとしたしましては、需用費429万6,000円は、園児の生活消耗品、教材費などの消耗品182万9,000円、牛乳、おやつ代等に係る食糧費181万8,000円でございます。

委託料607万8,000円は、調理と配送を委託する給食業務委託料583万5,000円などがございます。

次に、細目妊婦のための支援給付事業は552万4,000円で、主なものとしたしましては、妊娠、出産に係る1件当たり5万円の妊婦のための支援給付金550万円でございます。

次に、細目乳児等通園支援事業は618万8,000円で、主なものとしたしましては、次ページを御覧ください、扶助費617万円は、令和8年度から開始するこども誰でも通園制度に係る給付費でございます。

次に、3目母子父子福祉費につきましては、本年度予算額は8,614万5,000

0円で、対前年度比44万5,000円の減額でございます。財源内訳は、国県支出金3,162万4,000円は、児童扶養手当負担金2,427万円、一人親家庭等医療費補助金500万4,000円などで、地方債300万円は、一人親家庭等医療費助成事業債300万円、その他特定財源4,800万9,000円は、ふるさと応援基金繰入金4,800万円などで、一般財源は351万2,000円でございます。

細目母子父子福祉事業は308万7,000円で、主なものといたしましては、負担金、補助及び交付金140万円は、一人親家庭等の保護者などの資格取得を支援する高等職業訓練促進給付金等事業補助金120万円などでございます。

扶助費161万円は、施設入所に係る母子生活支援施設入所措置費125万8,000円などでございます。

次に、細目一人親家庭等医療費助成事業は1,013万7,000円で、主なものといたしましては、扶助費1,001万円は、一人親家庭等医療費助成金1,001万円でございます。

次に、細目児童扶養手当給付事業は7,292万1,000円で、主なものといたしましては、扶助費7,281万1,000円は、児童扶養手当7,281万1,000円でございます。

児童福祉費の説明は以上です。

○山口福祉保健課長 次に、3項生活保護費、1目生活保護総務費、本年度予算額は3,219万2,000円で、対前年度比473万8,000円の増額でございます。財源内訳は、国県支出金244万8,000円は、生活困窮者自立支援事業等国庫負担金で、一般財源は2,974万4,000円でございます。

次ページ、112、113ページを御覧ください。

細目生活保護一般事務費は677万3,000円で、主なものといたしましては、委託料551万円は、被保護者就労支援事業委託料等で、生活困窮者対策事業として、尾鷲市社会福祉協議会に委託するものでございます。

次に、2目扶助費、本年度予算額は2億9,733万6,000円で、対前年度比15万4,000円の減額でございます。財源内訳は、国県支出金2億2,754万4,000円は、生活扶助費等国庫負担金等で、その他特定財源50万円は、生活保護法第63条による返還金で、一般財源は6,929万2,000円でございます。

細目扶助費は2億9,733万6,000円で、扶助費2億9,728万6,000円は、生活保護法に基づき最低限度の生活を保障するため国が定める扶助費を支給

するもので、140世帯、157人を見込んでおります。

次に、3目生活保護施設事務費、本年度予算額は740万5,000円で、対前年度比116万2,000円の増額でございます。財源内訳は、生活扶助費等国庫補助負担金555万3,000円で、一般財源は185万2,000円でございます。

細目生活保護施設援護費は740万5,000円で、負担金、補助及び交付金740万5,000円は、居住する家がなく、施設に入所する必要がある方に係る救護施設委託事務費負担金でございます。

次に、4項地方改善事業費、1目地方改善事業費、本年度予算額は1,511万4,000円で、対前年度比119万9,000円の増額でございます。財源内訳は、国県支出金503万9,000円のうち、福祉保健課分につきましては、隣保館運営費補助金171万2,000円で、一般財源は1,007万5,000円でございます。

次ページを御覧ください。

細目隣保館運営事業は229万1,000円で、地域社会における福祉の向上や人権啓発及び住民交流の拠点として、林町会館を中心に各種講座、人権講演会などを行う費用でございます。

4款衛生費、1項保健費、1目保健総務費、本年度予算額は6,475万2,000円で、対前年度比444万円の増額でございます。財源内訳は、国県支出金が426万6,000円のうち、福祉保健課分につきましては、養育医療給付事業等負担金などで75万円、地方債1,760万円は、救急医療体制強化事業債で、その他特定財源339万8,000円は、紀北町からの救急医療体制強化事業他町負担金等で、一般財源は3,948万8,000円でございます。

次ページを御覧ください。

細目一般保健事業は426万4,000円で、主なものとしたしましては、補助金の地域医療助成金225万円は、紀北医師会、尾鷲歯科医師会に対する助成金でございます。

次に、細目救急医療体制強化事業は2,175万1,000円で、主なものとしたしましては、委託料として、一次救急医療体制事業委託料391万8,000円を紀北医師会及び紀北薬剤師会に、負担金、補助及び交付金の病院群輪番制病院運営事業補助金1,766万円を尾鷲総合病院へ補助するものでございます。

次に、細目未熟児養育医療費助成事業は50万4,000円で、主なものとしたしましては、扶助費の未熟児養育医療費助成金50万円で、医療を必要とする未熟

児に対し必要な医療給付を確保し、保護者に対する育児支援を行うものでございます。

次に、2目予防費、本年度予算額は5,093万円で、対前年度比542万6,000円の減額でございます。財源内訳は、国県支出金59万6,000円は、疾病予防対策事業費等補助金で、地方債は1,500万円、予防接種事業債で、その他特定財源1,500万円は、ふるさと応援基金繰入金で、一般財源は2,033万4,000円でございます。

細目予防接種事業は5,093万円で、主なものといたしましては、次ページ、118、119ページを御覧ください、委託料4,933万円のうち、定期予防接種委託料4,682万2,000円は、乳幼児、児童・生徒、成人及び高齢者、それぞれの対象に応じてRSウイルス母子免疫ワクチンやコロナワクチン、帯状疱疹ワクチン等、各種予防接種を実施するもので、紀北医師会及び県内医療機関に委託するものでございます。

また、任意予防接種委託料222万2,000円は、水痘、おたふく風邪のほか、帯状疱疹ワクチンについても、新年度も引き続き50歳以上の方を対象に実施いたします。

次に、3目保健事業普及費、本年度予算額は3,706万1,000円で、対前年度比138万8,000円の増額でございます。財源内訳は、健康増進事業補助金のほか、国県支出金が308万4,000円、その他特定財源は、ふるさと応援基金繰入金などが1,976万7,000円、一般財源は1,421万円でございます。

細目健康増進事業は2,323万7,000円で、主なものといたしましては、委託料2,094万8,000円は、がん検診委託料1,970万7,000円のほか、健康増進法に基づく各種検診委託料などがございます。

次に、負担金、補助及び交付金10万5,000円は、次ページを御覧ください、がん患者医療用ウィッグ等購入費助成金10万円は、がん患者の治療と社会参加を支援し、養育生活の質の維持、向上を図るため、医療用ウィッグ等の購入費用のうち、歳入でも御説明した県補助金と併せて上乗せする形で2万円を上限として補助するものでございます。5名分を見込んでおります。

次に、細目母子保健事業は1,088万5,000円で、報償費48万3,000円は、1歳半、3歳児健診に係る歯科医師等への報償費でございます。

委託料877万4,000円は、妊婦一般健診や産婦健診及び乳児や1歳半、3歳児健診の委託料及び妊婦歯科健康診査に係る委託料などがございます。

次に、負担金、補助及び交付金104万1,000円は、新生児聴覚スクリーニング検査費補助金22万円や、1か月児健康診査費補助金22万円、また、医学的理由等により、母体や新生児への高度な治療を行う専門機関である周産期母子医療センターで妊婦健診の受診や出産する必要がある妊婦に対し、交通費に係る経済的負担軽減を図るための妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費補助金24万円などでございます。

次に、細目メンタルヘルス事業は32万7,000円で、うつ予防を含めた心の健康教室、自殺予防のための普及啓発、ゲートキーパー養成講座などにかかる費用でございます。

次に、細目歯科保健事業は261万2,000円で、主なものといたしましては、次ページを御覧ください、委託料237万7,000円は、歯周病疾患健診、フッ化物洗口に係る歯科保健事業委託料83万7,000円などでございます。

以上が令和8年度尾鷲市一般会計予算のうち、福祉保健課の説明でございます。よろしく御審議いただき御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

課長、走って説明してもろうたわけなんですけれども、主要施策の予算概要のほうも、もし主立ったポイントポイントでちょっと説明してもらうと、なお詳しく理解できると思うんですけど。それ、お願いします。

○山口福祉保健課長 それでは、主要施策の26ページ、地域支援事業（包括支援事業）を課長補佐より御説明いたします。

○塩崎福祉保健課課長補佐兼係長 それでは、主要施策予算概要の26ページ、地域支援事業について説明させていただきます。

本事業は、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けることができるよう、多職種が連携・協働して地域包括ケアシステムを深化・推進を図ることを目的とするものでございます。

事業の内容といたしましては、地域ケア会議推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業の三つの事業から構成されており、いずれも尾鷲市社会福祉協議会に委託しているものでございます。

まず、地域ケア会議推進事業につきましては、地域包括ケア体制の構築のため、個別ケア会議のほか、地域包括ケア推進会議など、複数の協議体による地域課題の共有や検討を行う事業でございます。

次に、認知症総合支援事業につきましては、認知症になっても住み慣れた地域で

安心して生活していただくため、認知症の方やその家族の視点を重視しながら、共生と予防を両輪とした支援を行うものでございます。

具体的には、認知症サポーター養成講座や認知症カフェの開催、医師などの複数の専門職から構成される認知症初期集中支援チームによる初期支援を行うことで、きめ細やかな支援体制の充実を図る事業でございます。

次に、生活支援体制整備事業につきましては、生活支援コーディネーターを中心に、日常生活における支援体制の充実及び高齢者の社会参加を進めてまいります。

具体的には、買物やごみ出し支援など、多様な事業主体と連携しながら、既存のサービスでは充足できないニーズへの対応を進めるとともに、ボランティア養成講座を通じて支援の担い手となる人材を養成することで、地域での支え合いの仕組みの充実を図るものでございます。

これらの令和8年度事業費は2,722万3,000円で、財源は、全額紀北広域連合からの受託事業収入でございます。

以上でございます。

○山口福祉保健課長　それでは、続きまして、母子保健事業、主要施策の36ページになりますが、担当係長より、主要施策の予算概要で御説明いたします。

○山本福祉保健課係長　それでは、主要施策の予算概要36ページの母子保健事業について御説明いたします。

母子保健事業の目的といたしましては、母子保健法に基づき、安心して子供を産み、健やかに育つことを目指し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行っていくというものでございます。

事業の内容としましては、1、安心して妊娠・出産・子育てができるための支援の実施、2、健やかな子供の発育・発達の支援に分けており、新規事業としましては、妊婦に対する遠方の分娩取扱い施設への交通費補助金を新設しております。これは、医学的理由等により、遠方の周産期母子医療センターで妊婦健診を受ける、または、出産する必要がある妊婦が安心安全に出産できるよう支援するとともに経済的負担の軽減を図ることを目的としたものでございます。予算額としましては、3人分で24万円を計上しており、財源は、国2分の1、県4分の1の補助金となっております。

令和8年度の事業費は、1,088万5,000円で、財源内訳としましては、国庫支出金116万5,000円、県支出金36万1,000円、その他特定財源600万円、一般財源335万9,000円となっております。

以上で母子保健事業についての説明を終了いたします。

○南委員長 ありがとうございます。

課長、1件、地域型保育事業のほうも、ちょっと説明、お願いいたします。

○世古福祉保健課主幹兼係長 地域型保育事業について御説明いたします。

31ページを御覧ください。

本事業は、九鬼町から梶賀町を中心とした就学前児童を受け入れる公立小規模保育所尾鷲市立とちのもり保育園を運営し、九鬼・早田・輪内地区の就学前児童に対する教育・保育環境を保障するものであります。

事業内容といたしましては保育園の運営であり、園医の報酬や遠足旅費、給食委託料などでございます。

事業費は1,159万9,000円で、財源内訳は、県支出金542万5,000円、その他特定財源617万4,000円でございます。

以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

ここで10分間休憩をいたします。

(休憩 午前11時15分)

(再開 午前11時24分)

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

先ほど説明を受けた当初予算の審査事項に入りたいと思います。

御質問ある方、御発言をお願いいたします。

○西野副委員長 主要施策の予算概要26ページ、地域支援事業なんですけど、事業目的のところに地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとあるんですけど、ちょっとアドバンスケアプランニングも、ちょっと必要になってくると思うんですけど、そのアドバンスケアプランニングの調査で、ちょっと医療従事者と福祉従事者のその意識の調査の深い理解は、50から60%ほどしかなかって、ちょっと専門職でも少ないと思います。その専門職に向けて啓発、そして、理解している専門職を増やすというのはどうでしょうか。

○山口福祉保健課長 ACPの普及啓発は、紀北広域連合が主体となって、今、実施しておりますけれども、やり方としては、地域住民のところへ行って出前講座、これが中心なんですけど、委員言われるように、専門職への普及啓発、特に医療職であったり介護職であったりという方への普及啓発というのは、言われるように重要

だと考えております。過去には、ケアマネさんやとかヘルパーさんの介護職などと、あと、医療職と、多職種研修会というのを広域連合で開催したときがあったんですけども、そちらでそのACPについての理解を深めるという意味で周知を行った経緯もあります。

また、身近な相談相手である民生委員さん、こちらのほうにも知っていただくために、周知という意味で説明会を開催したこともございます。

今後においても、ACP、非常に重要でございますので、紀北広域連合さんが主体ですけれども、委員言われたように専門職への、特に介護職であったり医療職の方への理解をしていただくために、身近な相談相手である民生委員の方にもそういったACPの視点を取り入れてもらいながら進めていただくというようなことが重要だと思いますので、広域連合と協力、連携しながら、その辺も進めていきたいと考えています。

○西野副委員長　　お願いします。

その生活支援体制整備事業のところなんですけど、生活支援コーディネーターを中心に、地域ニーズや地域資源の把握を行ってあるんですけど、今、どんなニーズがありますか。

○山口福祉保健課長　　地域支援コーディネーター、社協さんの中に見えるんですけども、その方々は、地域とか住民の声を聞きながら、今、やっている買物、ごみ出しへの「助っと」という仕組みであったり、また、輪内地域で買物バスをこちらの旧町内まで買物しに連れて来ていただける「いこらい」というような事業、この生活支援体制整備事業の中で生まれてきた事業なんですけれども、今、その聞き取りしていただいている中で、やっぱり移動支援というのが一番ニーズが高いようでございます。いろんなハードルがあるんですけども、先日、その「助っと」の中で少し移動支援をやっていくということで、試験的にも、今、実際やっていっています。これを本格的にどういうふうに進めていくのかということも今後の課題ではありますけれども、そちらのほうを社会福祉協議会とともに検討して、よりよい方向に行くように、また進めていきたいと思っています。

○南委員長　　じゃ、他にございませんか。

○中井委員　　その、今、おっしゃってくださった「助っと」などの会員数と違って、今、どのくらいの人数か分かりますか。

○塩崎福祉保健課課長補佐兼係長　　すみません、令和8年2月末時点なんですけど、支援会員が24名、利用会員が55名という状況でございます。

- 中井委員 その場所も具体的に分かりますか、支援会員さんの。
- 山口福祉保健課長 輪内、含めた全地域での、今、人数で、ちょっと詳細な地区ごとの人数は分かりませんが、輪内、須賀利においても、利用会員さん、援助会員さんは見えます。
- 南委員長 よろしいですか。
他にございませんか。
- 野田委員 すみません、ちょっと教えていただきたいんですけど、緊急医療体制強化事業について、一次……。
- 南委員長 何ページですか。
- 野田委員 予算書の117ページ、一次救急医療体制事業と、あと病院群輪番制病院運営事業、このことについてちょっと教えていただけますか。
- 山口福祉保健課長 一次救急の医療体制事業につきましては、休日及び夜間における救急医療体制、一次救急の部分ですけれども、これを確保するためのもので、紀北町と尾鷲市で、およそ2分の1ずつ負担しているような状況でございます。
また、病院群輪番制病院運営事業につきましては、今度は、休日及び夜間は同じなんですけれども、入院を要する救急医療機関である、二次救急と言われる部分なんですけど、そちらの診療機能を確保するためで、こちらも紀北町と尾鷲市で負担していますが、令和3年から紀北町が直接尾鷲総合病院のほうに支払っておりますので、一次救急は、紀北町と併せて尾鷲市が払っていますが、病院群輪番制につきましては、それぞれの市町で支給しているような状況でございます。
以上でございます。
- 野田委員 負担割合、その一次救急のほうは大体2分の1というお話だったんですけど、この病院群輪番制のほうは。
- 山口福祉保健課長 同じく人口割で計算されますので、おおよそ2分の1ずつとなっております。
- 野田委員 分かりました。
- 南委員長 他にございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 南委員長 じゃ、他にないようですので、当初予算の審査を終了いたしたいと思います。
ここで、報告事項が1件ありますので、新型インフルエンザの行動計画、その説明をお願いいたします。

(「議案の指定管理の」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　そうか、ごめんなさい。議案、指定管理の、ありましたね、すみません、失礼しました。指定管理のほうの説明をお願いいたします。

○山口福祉保健課長　　次に、議案第26号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理の指定について」につきまして御説明いたします。

詳細につきましては、課長補佐より、資料にて御説明いたします。

委員会資料の3ページを御覧ください。通知いたします。

○塩崎福祉保健課課長補佐兼係長　　それでは、議案第26号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」につきまして御説明申し上げます。

本議案は、尾鷲市高齢者サービスセンターの管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項及び尾鷲市高齢者サービスセンターの設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、社会福祉法人尾鷲市社会福祉協議会を指定管理者として指定するものでございます。

指定に当たりまして、令和7年11月28日から12月22日まで公募を行ったところ、当法人1社から応募がございまして、12月22日に開催いたしました指定管理者選定委員会におきまして、指定管理者候補団体として選定されたものでございます。

選定理由といたしましては、当法人は、平成11年に本施設が開所した当初より管理業務を受託し、平成18年度に指定管理者制度に移行した後も公募による選定を経て、指定管理者として本施設の管理運営を適正に行ってきた実績があること及びその管理運営において、長年にわたり本市の地域福祉活動の一翼を担う中で蓄積された知識と経験を生かし、役割を効果的に果たしてきたことが評価され、当法人が管理運営を行うことで、安定した事業の継続と輪内地区の高齢者等の福祉サービスの向上、地域福祉の推進につながると期待されたためでございます。

なお、指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間、指定管理料はゼロ円でございます。

以上でございます。

○山口福祉保健課長　　以上が議案第26号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」の説明でございます。よろしく御審議いただき御承認賜りますよう、お願いいたします。

○南委員長　　ありがとうございます。

議案第26号の指定管理の説明は以上でございます。

特に御意見のある方、御発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 特にないようですので、ちょっと1点だけ。

先ほどの説明の中で、指定管理料はゼロ円で続いておるんですけども、これ、このままのいろんな物価高騰だとかいろんなことを考えても、零円を維持できるものですか、当管理者のほうは。それだけ、1点だけ。

○山口福祉保健課長 今、輪内センター設立当初から社協さんに運営を行ってもらっていますが、昨今の物価高騰でいろいろ協議する中で、社協さんの運営状況、介護保険サービス等をあちらで展開されておりますし、その辺を考えると、大幅な黒字は当然出ているわけではないんですけども、この指定管理料ゼロ円という中でやっていけるというような協議の中でのお話もございましたので、今回、その辺の提案もしていただいた中で、指定管理者の選定委員会で行けるだろうというような皆さんの御意見もいただきながら、今回、決定させていただきました。

○南委員長 まだ当面は、この形で、この3か年は行けるという判断をしましたか、そうすると。

○山口福祉保健課長 この3年間はゼロ円で行けるといことです。

また、向こう3年、さらに向こう3年間については、またそのときに協議となると思います。

○南委員長 分かりました。

じゃ、他にないようですので、先ほどの報告、インフルエンザ計画の報告をお願いいたします。

○山口福祉保健課長 次に、報告事項、尾鷲市新型インフルエンザ等対策行動計画につきまして御説明いたします。

詳細につきましては、担当係長より、資料にて御説明させていただきます。

委員会資料の4ページを御覧ください。通知いたします。

○山本福祉保健課係長 それでは、尾鷲市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要について御説明申し上げます。

本計画は、新型インフルエンザ等の発生に備え、市民の生命と健康を守るための対策を具体的に示すものであります。

まず、1、改定の背景と目的についてですが、法的根拠としては、新型インフルエンザ等対策特別措置法、いわゆる特措法第8条に基づき、政府及び県の行動計画を踏まえ、市が策定するものとなっております。

平成26年3月に本市が策定した新型インフルエンザ等対策行動計画について、令和6年7月の政府行動計画の改定、令和7年3月の県行動計画の改定を踏まえ、今回、改定をしております。

次に、計画の主な目的としましては、①感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する、②住民生活及び住民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにするとなっております、これは、旧計画から変更はありません。

今回の計画の主なポイントとして、まず、一つ目は、コロナ対応の教訓を反映した対策項目の増設であります。リスクコミュニケーション、ワクチン、保健、物資といった項目を増設し、コロナ禍を経て前回の計画から独立、強化させたものとなっております。

また、今回の計画では、対策項目ごとに三つの対応時期である準備期、初動期、対応期に分けて整理し、分かりやすく体系化しております。

そして、前回のコロナ禍で課題となった人権配慮、特に偏見や差別防止の強化について明記しております。

次に、2の計画の構成についてですが、計画は3部構成としております。措置法において、県は政府行動計画に基づき、市は、県行動計画を踏まえて計画を策定することとされています。そのため、第2部までは、国及び県の行動計画と整合を図った内容とし、第3部については、県が加筆した手引にのっとり作成しております。体裁についても三重県の様式に合わせ、用語の解説は本文下に記載しております。

第1部は、新型インフルエンザ等対策行動措置法と市行動計画ということで、感染症を取り巻く状況や特措法制定の経緯などについて記載しております。

委員会資料の別冊8ページを御覧ください。通知いたします。

第2部では、基本方針を定めております。対策は、表1のとおり、準備期、初動期、対応機能の三つの段階に区分し、時期に応じた戦略を明確化しております。

準備期では、平時からの発生に備えた事前準備を行います。初動期では、発生直後の迅速な情報収集、対策本部設置など、初期対応を行います。対応期では、感染拡大防止と市民生活維持を両立させる対策を実施いたします。

20ページを御覧ください。通知いたします。

第2章新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点ということで、主な対策項目である8項目ごとの基本理念と目標を記載し、27ページからの第3部では、具体的対策として、次の8項目を整理しております。1、実施体制、2、情報提供・共有及びリスクコミュニケーション、3、蔓延防止、4、ワクチン、5、医療、

6、保健、7、物資、8、住民生活及び社会経済活動の安定の確保、これら8項目に対し三つの対応時期ごとに整理し、状況に応じて切れ目なく対応できる仕組みとしており、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、対策を選択して決定することとなります。

また、予防接種施策を円滑に推進するためには、紀北医師会をはじめとする医療機関の関係者の皆様、紀北薬剤師会様、紀北消防署職員、尾鷲総合病院などの関係機関等との連携に加え、市が全庁一丸となって取り組むことが重要であり、その強化に努める必要があることを本計画に反映しております。

今後、新型インフルエンザ等の感染症が発生した場合には、国の要請に基づき、接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、国が定める接種順位に従って予防接種体制を構築していくことになっております。

本計画は、感染症危機に備えた総合的な対策を体系的に整理したものでございます。計画に基づき有事の際には市民の安全と安心を守るため、迅速かつ適切に対応してまいります。

以上で説明を終わります。

○山口福祉保健課長 以上が報告事項の説明でございます。よろしくお願ひいたします。

○南委員長 ただいまの報告事項について御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、福祉保健課の議案審査を終了いたしたいと思います。長時間にわたり、ありがとうございました。

ここで昼食のため休憩をいたします。午後は1時から開催をいたします。

(休憩 午前11時43分)

(再開 午後 0時59分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

次に、環境課に入ってくださいました。

昼は、環境課で閉じたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、環境課長、付託案件の説明をお願いいたします。

○山本環境課長 環境課です。よろしくお願ひいたします。

議案第19号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第12号）の議決について」のうち、環境課所管の予算について、補正予算書に基づき説明いたします。通知させていただきます。

補正予算書14、15ページを御覧ください。

まず、歳入について御説明いたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金327万8,000円の減額のうち、浄化槽設置整備事業補助金57万2,000円の減額は、当初の合併浄化槽設置見込み数30基に対しまして、実績が27基となること、また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金270万6,000円の減額は、今年度策定の尾鷲市地球温暖化対策実行計画区（域施策編）の入札差金が発生したことにより、その財源となる国の補助金を減額するものであります。

16、17ページを御覧ください。

次に、15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金147万3,000円の減額は、2節環境衛生費補助金の減額であります。

浄化槽設置整備事業補助金48万2,000円の減額は、国庫補助金と同様に、当初の合併浄化槽設置見込み数に対しまして実績が下回ったことから、県の補助金についても減額するものであります。

太陽光発電設備等設置費補助金79万1,000円の減額は、太陽光発電設備等設置費補助金において、当初3件を見込んでいた設置数が1件となったことから、その財源となる県の補助金を減額するものであります。

また、電気自動車等購入費補助金においても、6件分を見込んでおりましたが、4件分を減額するものであります。

次に、20、21ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、4節衛生費雑入、自動販売機電気使用料1万7,000円ではありますが、令和7年9月にクリンクルセンター敷地内に緊急時開放備蓄型自販機を設置したことによる電気料金の使用料収入となります。

歳入についての説明は以上になります。

32、33ページを御覧ください。

歳出につきましては、いずれも年度内の最終所要見込額を精査し、予算の減額を行うものであります。

4款衛生費、2項清掃費、3目塵芥処理施設費は2,294万5,000円の減額であります。

10節需用費144万2,000円の減額は、ごみ処理費の需用費の減額で、清掃工場で使用するばい煙処理の薬剤の使用料が見込みを下回ったことによるものです。

12節委託料1,219万7,000円の減額は、ごみ処理費の委託料701万9,000円の減額と、資源ごみ処理費の委託料517万8,000円の減額であります。

事業ごとの委託料の減額の内訳といたしましては、ごみ処理費の委託料701万9,000円の減額のうち、焼却残渣運搬業務委託料35万7,000円の減額については、焼却残渣の運搬数量が見込みを下回ったことなどによるもの。

清掃工場施設点検業務委託料253万3,000円の減額及び一般廃棄物処理施設維持補修工事設計施工監理業務委託料112万2,000円の減額については、それぞれ入札差金を減額するものであります。

資源ごみ処理費の委託料517万8,000円の減額は、廃家電及び繊維運搬処理業務委託料158万4,000円の減額から、一番下の使用済み乾電池等運搬処理業務委託料18万1,000円の減額で、資源ごみ処理に係る各種業務委託料が予算見込みを下回ったため、それぞれ減額するものであります。

14節工事請負費668万3,000円の減額は、ごみ処理費の工事請負費の減額で、今年度施工した尾鷲市清掃工場2号焼却炉耐火物補修工事、尾鷲市清掃工場ごみ供給クレーン部品交換整備工事の工事請負費に係る入札差金をそれぞれ減額するものであります。

18節負担金、補助及び交付金255万2,000円の減額は、広域ごみ処理施設整備事業に係る市負担金の減額です。主なものとしましては、尾鷲市宮野球場解体工事費負担金の減額及び、その他需用費、役務費等の不用額の発生に伴い5市町負担金が減額となったことから、当該負担金を減額するものであります。

26節公課費7万1,000円の減額は、ごみ処理費の公課費、清掃工場汚染負荷量賦課金の減額であります。

続きまして、34、35ページを御覧ください。

4款衛生費、3項環境衛生費、2目環境調査対策費、18節負担金、補助及び交付金は171万6,000円の減額であります。これは、浄化槽普及促進事業の浄化槽設置整備事業補助金の減額で、歳入歳出で御説明いたしました当初の合併処理浄化槽見込み数30基に対しまして、実績が3基減の27基となったことによるものです。

続きまして、6目廃棄物政策費549万1,000円の減額は、12節委託料、尾鷲市地球温暖化対策実行計画（区域政策編）策定支援業務委託料の入札差金による減額381万9,000円と18節負担金、補助及び交付金167万2,000円の減額であります。

補助金につきましては、先ほど歳入で御説明しました電気自動車等購入費補助金において、6件分を見込んでおりましたのが、4件分を減額するもの、また、太陽光発電設備等設置補助金につきましては、当初3件を見込んでいた設置数が1件となったことから、当該補助金を減額するものであります。

以上が環境課に関する令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第12号）の説明となります。よろしく御審議いただき御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○南委員長 ありがとうございます。

議案第19号、補正予算の12号の説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 特段ないようでございますので、引き続きまして、議案第14号「令和8年度尾鷲市一般会計予算の議決について」の説明をお願いいたします。

○山本環境課長 引き続き、よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第14号「令和8年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、環境課所管の予算について、当初予算書、主要施策の予算概要及び委員会資料に基づき御説明いたします。

予算書22、23ページを御覧ください。

まず、歳入について御説明いたします。

13款使用料及び手数料、1項使用料、3目衛生使用料のうち、環境課分は、1節の清掃使用料2万2,000円であります。これは、クリーンセンター電柱敷地分と清掃工場内に設置している携帯電話基地局の敷地使用料であります。

次に、予算書24、25ページの下段を御覧ください。

2項手数料、2目衛生手数料のうち、3節畜犬関係手数料を除く環境課所管分について内訳を説明いたします。

1節清掃工場持込処理手数料1,380万円であります。これは、前年度の持込量などを参考に予算計上しております。

2節し尿処理手数料2,722万7,000円、内訳は、説明欄のとおり現年度分

と過年度分の合計で、前年度実績等から計上しております。

4節動物専用焼却場使用手数料は19万円、過去の実績から、犬80頭、1頭につき1,500円、猫70頭、1頭につき1,000円の予算を計上しております。

5節衛生関係許可手数料は1万3,000円、これは、一般廃棄物処理業と浄化槽清掃業に係る許可更新手数料であります。

6節塵芥収集手数料2,206万2,000円は、指定ごみ袋販売による収入であります。これは、前年度実績等を基に算出、計上しました。

次に、予算書28、29ページを御覧ください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金のうち、環境課分は、2節環境衛生費補助金369万5,000円で、これは、浄化槽設置整備事業補助金であります。公共水域の保全を目標としたもので、合併浄化槽の新設21件、転換13件、これに伴う撤去配管13件分の国庫補助金であります。

次に、予算書30、31ページを御覧ください。

15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金のうち、環境課に係るものは、2節環境衛生費補助金424万円であります。これは、浄化槽設置整備事業及び歳出で説明させていただきますが、太陽光発電設備等設置、電気自動車等購入費補助金に対する県費分の補助金であります。

次に、予算書38、39ページを御覧ください。通知もさせていただきます。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入のうち、環境課に係る予算は、4節衛生費雑入のうち、資源化物売却収入315万4,000円については、発泡スチロール、新聞紙、段ボールなどの紙類、飲料缶、空き缶などの金属類等資源化物の売却収入であります。

また、自動販売機電気使用料3万5,000円につきましては、令和7年度にクリンクルセンター敷地内に緊急時開放備蓄型自販機を設置したことによる電気料金の使用料収入となります。

歳入の説明につきましては以上であります。

続きまして、歳出について説明いたします。

予算書122、123ページを御覧ください。通知させていただきます。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費の本年度予算額は1億5,736万6,000円であります。財源内訳は、特定財源のその他4万8,000円以外は全て一般財源となっております。

事業別に申し上げます。

123ページの説明欄、清掃一般総務費を御覧ください。

まず、清掃一般総務費345万1,000円です。この経費は、環境課事務所、クリンクルセンターの事務所経費などの総務的な経費で、前年度当初予算に比べ36万円の増額であります。

主な費用は、需用費の246万9,000円は、ごみ収集予定カレンダー印刷製本費や光熱水費などが主なものであります。

次に、125ページ、中段の環境美化推進事業については、担当係長より御説明いたします。

○塩谷環境課係長 予算書の125ページを御覧ください。

環境美化推進事業276万3,000円、前年度当初予算に比べ160万の増額となっております。増額の主な要因としては、25年経過した軽トラックの新車購入費になります。

主要施策の予算概要37ページを御覧ください。

事業目的、内容のとおり、不法投棄の防止パトロールや投棄物の撤去、環境美化啓発活動に取り組んでおり、財源内訳としては、その他特定財源以外は全て一般財源となっております。

予算書125ページにお戻りください。

説明欄を御覧ください。

内訳を申し上げます。

需用費98万6,000円につきましては、不法投棄の啓発看板等の消耗品49万円と、不法投棄パトロール用車両の燃料費26万6,000円、修繕費23万円であります。

役務費の5万6,000円は、不法投棄された家電4品目と、新車軽トラックに係る手数料が主なものとなります。

説明は以上であります。

○山本環境課長 次に、2目塵芥収集費であります。本年度予算額は1億6,486万4,000円で、前年度予算額と比較して1,263万5,000円の減額であります。財源内訳は、その他特定財源が2,171万7,000円で、一般財源が1億4,314万7,000円であります。

内容は、事業別に担当係長より説明いたします。

○塩谷環境課係長 予算書の125ページの下段の説明欄を御覧ください。

ごみ収集費であります。

ごみ収集費予算額6,618万9,000円で、前年度当初予算額に比較して778万1,000円の減額となりました。減額の主な要因は、昨年度の備品購入費764万5,000円のうち、760万円をごみ収集車両整備事業債の活用で購入したため、今年度では車両の更新がないため、事業債の部分と需用費や役務費などの部分が減額されたためです。

主要施策の予算概要の38ページを御覧ください。

事業目的、内容欄のとおり、本事業は、可燃ごみの円滑な収集のため行う事業で、主な内容は、収集運搬業務やふれあい収集の実施、指定ごみ袋の製造業務委託などを行っております。

財源内訳につきましては、その他特定財源として2,171万7,000円の指定ごみ袋販売による塵芥収集手数料を充当しております。

なお、歳入予算、塵芥収集手数料2,206万2,000円との差額34万5,000円につきましては、環境保全対策資材購入費補助金へ充当しております。

続きまして、委員会資料1の1ページを御覧ください。

指定ごみ袋製造業務委託についての参考資料であります。

指定ごみ袋の令和8年1月末現在の在庫数は、45リッターが557箱、30リッターが419箱、15リッターが251箱、10リッターが94箱となっております。平均使用箱数は、令和7年4月から令和8年1月までの注文分から算出しており、45リッター袋、67.9箱、30リッター、56.4箱、15リッター、36.7箱、10リッター、12.1箱となっております。

以上の各指定袋の在庫箱数と月平均使用箱数から令和8年度の予定箱数を算出したものが下段の表であります。御覧のとおり、45リッターを770箱、30リッターを660箱、15リッターを390箱、10リッターを130箱の製造予定をしており、予算としては、1,011万6,000円を計上しております。

なお、先月入札を行った結果、契約額が613万300円となりました。また、指定ごみ袋の入庫は、令和8年6月から8月までを予定しております。

次に、委員会資料、資料1の2ページを御覧ください。

ここには市が収集した可燃ごみ量の推移を記載させていただいております。

下段の表を御覧ください。

令和7年4月から令和8年2月までの可燃ごみ収集量は約2,819.43トンで、前年比107.56トンの減となり、減少率はマイナス3.67%となっております。

予算書125ページにお戻りください。

予算書 125 ページの収集費の内訳を申し上げます。

需用費 122 万 8,000 円は、燃料費 36 万 2,000 円と車検等に関わる車両 6 台の修繕料 80 万円が主なものとなります。

125 ページ、役務費 17 万 9,000 円は、車検に係る手数料と自賠責保険料が主なものとなります。

委託料 6,462 万 1,000 円の内訳は、可燃ごみ収集運搬業務委託料 5,197 万 5,000 円、指定ごみ袋製造運搬業務委託料 1,011 万 6,000 円、指定ごみ袋保管配送業務委託料 253 万円であります。

ごみ収集費の説明は以上であります。

○若林環境課係長 続きまして、資源ごみ収集費であります。

資源ごみ収集費は 9,867 万 5,000 円で、前年度当初予算額に比較して 485 万 4,000 円の減額となりました。減額の主な要因は、前年度は故障した 2 トンダンプ車を急遽更新しましたが、令和 8 年度では、備品購入費分が減額となっております。

事業内容につきましては、主要施策の予算概要 39 ページを御覧ください。

事業目的、内容のとおり、資源ごみの適正な収集、再資源化のために、適正な収集業務の委託や分別の啓発などを行っております。

財源内訳につきましては、一般財源 9,867 万 5,000 円で、主な費用は、資源ごみ収集業務委託費であります。

予算書 125 ページにお戻りください。

説明欄、資源ごみ収集費を御覧ください。

内訳を申し上げます。

需用費 149 万 3,000 円については、資源収集に要する消耗品 47 万 5,000 円に加えて、収集車両の修繕料と資源回収ボックス等修繕料 101 万 8,000 円となっております。

予算書 127 ページの役務費 37 万 6,000 円は、同じく収集車両の車検手数料及び自賠責保険料などであります。

委託料 9,652 万 5,000 円は、資源ごみ収集運搬業務委託料であります。

説明は以上です。

○山本環境課長 続きまして、予算書 126 ページ 3 目塵芥処理施設費であります。

塵芥処理施設費の本年度予算額は 8 億 8,703 万 8,000 円で、前年度予算額

との比較では4億4,947万5,000円の増であります。この増額の主な要因は、ごみ処理費、資源ごみ処理費は前年度より減額となっておりますが、東紀州環境施設組合負担金が工事等により前年度より4億9,172万2,000円増額したことによるものであります。財源内訳は、その他特定財源が6,714万4,000円、一般財源が2億5,259万4,000円であります。

事業別の詳細につきましては、担当係長より説明いたします。

○若林環境課係長 予算書127ページを御覧ください。

ごみ処理費であります。

ごみ処理費は1億5,749万円で、前年度当初予算額に比較して4,853万7,000円の減額となりました。減額の主な要因は、清掃工場の工事費用が少なくなったものであります。

事業内容を説明いたします。

主要施策の予算概要40ページを御覧ください。

事業目的、内容のとおり、一般廃棄物を適正処理するため、清掃工場の適切な運営、維持管理を行うため、残渣の処分や点検業務や必要な補修工事を行うものであります。

令和8年度の工事は、1号バグフィルタろ布交換工事を予定しています。

委員会資料2を御覧ください。

令和8年度の工事費に関する資料であります。

令和8年度の工事請負費は3,229万4,000円、令和7年度の工事請負費は8,920万5,000円で、前年度工事と比較し5,691万1,000円の減額となっております。

1号バグフィルタろ布交換工事は、予算額3,229万4,000円で、施工期間120日程度の予定であります。

起工理由としては、本市の清掃工場焼却施設のバグフィルタ設備に設置しているろ布が使用耐用年数4年を経過すると、劣化、汚損、メンテナンス不良などの原因により集塵性が低下します。そのことから、ダイオキシン類排出基準の遵守並びに施設の機能回復を目的に本工事を実施します。

委員会資料、4ページを御覧ください。

これは、清掃工場の来年度工事予定の位置図であり、先ほどの説明のとおり、工事場所を示している資料であります。

主要施策の予算概要40ページにお戻りください。

財源内訳は、その他特定財源として、清掃工場持込処理手数料 1,380 万円、一般財源 1 億 4,369 万円であります。

予算書 127 ページにお戻りください。

ごみ処理費の内訳を申し上げます。

需用費 5,163 万 6,000 円、内訳は、ダイオキシン類除去用活性炭と排ガス処理用消石灰など、清掃工場の消耗品が 881 万 9,000 円、同じく、燃料費が 260 万 9,000 円、同じく、光熱水費は、清掃工場の電気料金 3,450 万円、清掃工場の各種機器類の修繕料が 527 万 9,000 円が主なものであります。

次に、役務費 78 万 2,000 円は、清掃工場の通信運搬費のほか、消防設備総合・機器点検手数料などであります。

委託料 7,243 万 6,000 円につきましては、例年必要とされる焼却残渣処分業務委託や、清掃工場施設点検業務委託など、清掃工場の稼働のために必要な業務委託 8 本であります。

使用料及び賃借料は 4 万 6,000 円で、内訳のとおりであります。

工事請負費の 3,229 万 4,000 円につきましては、先ほど説明した清掃工場の性能保持のために、機能回復を目的とした補修工事であります。

公課費 29 万 6,000 円の主なものは、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく清掃工場汚染負荷量賦課金であります。

次に、資源ごみ処理費であります。

資源ごみ処理費は 4,168 万 2,000 円で、前年度当初予算額に比較して 75 万 3,000 円の減額であります。

事業の概要の説明をいたします。

主要施策の予算概要 41 ページを御覧ください。

事業の目的、内容のとおり、資源ごみを適正に中間処理し再資源化を促進するもので、瓶類、廃家電、ペットボトルなど、資源ごみの細分化作業を行い、有価物を抽出して再資源化を行う内容であります。

財源内訳は、その他特定財源 315 万 4,000 円は、主に鉄類や紙類の引渡しで得られる資源化物売却収入で、その他は一般財源であります。

予算書 127 ページにお戻りください。

予算内訳を申し上げます。

需用費 203 万 1,000 円は、分別作業後、排出用に梱包するペットボトル原容器を結束ひもや搬送用ボックス等の消耗品等に 119 万 3,000 円、工場内の

作業車両であるフォークリフト、ホイールローダー等の燃料費に41万6,000円、工場内の作業車及び分別に係る設備等の修繕料に42万2,000円であります。

次に、予算書129ページ委託料3,857万8,000円は、廃家電及び繊維運搬処理業務委託料1,225万円など、資源ごみの再資源化等に係る業務委託料であります。

負担金、補助及び交付金の96万円は、伊賀市への環境保全負担金で、焼却残渣、廃家電など、960トンの処分に係る負担金であります。

死亡動物処理費67万2,000円につきましては、前年度より4万3,000円の減額をしております。内訳は、死亡動物の回収や焼却処理に係る需用費で、62万2,000円のうち、消耗品費11万6,000円、燃料費40万6,000円、修繕料10万円であります。

説明は以上です。

○大川環境課係長 次に、主要施策の予算概要42ページを御覧ください。

広域ごみ処理施設整備事業についてであります。

資料にあるとおり、令和8年度については、広域ごみ処理施設へのアクセス道路である市道真砂線の待避所整備にかかる不動産鑑定手数料が55万円、用地測量業務委託料が230万円、設計等業務委託料が415万円をそれぞれ計上しております。

続きまして、委員会資料3を御覧ください。

1の市道真砂線整備検討範囲等を示す図です。

地図中の赤色で示した箇所が市道真砂線道路改良に係る部分で、こちらの現在ある道路の整備部分につきましては建設課のほうで予算計上をすることとなりますので、建設課からの説明となります。

環境課所管の予算としては、地図中の黄色の点線で囲った箇所において、道路幅が狭いところで約5メートルとなり、車両通行時に支障を来すおそれがあることから、このうちの一部について、用地購入も視野に入れながら待避所として整備するための費用となっております。

次に、2の市道真砂線整備スケジュール（案）です。

スケジュール表の黄色で表わしている部分が、待避所整備スケジュールとなります。令和8年度中に用地測量、不動産鑑定、設計積算の各業務を行い、令和9年度中に工事を行い、令和10年4月の供用開始までに完成する予定となっております。

主要施策の予算概要42ページにお戻りください。

東紀州環境施設組合負担金につきましては6億8,019万4,000円となっておりますが、こちらの算出根拠は、令和8年度東紀州環境施設組合の当初予算額3億6,223万2,000円から、循環型社会形成推進交付金などを差し引いた2億7,465万4,000円が5市町での負担金となり、負担割合につきましては、均等割及び国勢調査での人口割などで計算され、尾鷲市の負担割合は24.4265%となっております、負担額は、先ほど申し上げたとおり6億8,019万4,000円となっております。

広域ごみ処理施設整備事業に係る説明は以上になります。

○山本環境課長 続いて、予算書128、129ページを御覧ください。

4款衛生費、2項清掃費、4目し尿処理費の本年度予算額は2億4,325万1,000円で、前年度予算額との比較では1,159万9,000円の増となっております。財源内訳は、地方債が1,070万円、その他特定財源として、し尿処理手数料の2,701万5,000円を充当しており、残りは一般財源であります。

事業別の内訳につきましては、担当係長より説明いたします。

○塩谷環境課係長 129ページの下段の説明欄を御覧ください。

し尿収集費であります。

し尿収集費は予算額1,755万6,000円、前年度当初予算と比較して1,159万1,000円の増額となっております。増額の主な要因は、新車バキュームカー購入費になります。

需用費の644万1,000円は、消耗品に215万円で、柵とフォース、金具ベルト、し尿車両関係部品等の購入や車両5台分の燃料費に158万1,000円、車検等の修繕料のほか、新車購入以外のバキューム車3台の修繕費の248万6,000円であります。

役務費、公課費は、記載のとおり、車検に関わる経費であります。

次に、予算書131ページ、上段の説明欄のクリーンセンター運転管理費であります。クリーンセンター運転管理費は2億2,569万5,000円です。

事業費の内訳を申し上げます。

委託料2億2,568万7,000円は、クリーンセンター包括複数年整備運営管理業務委託料2億2,110万円と、包括複数年整備運営管理業務委託のモニタリング等業務委託料458万7,000円であります。令和7年度予算と比較して8,000円の増額は、3年に1回の肥料登録更新手数料となります。

事業概要については、主要施策の予算概要43ページを御覧ください。

事業目的、内容のとおり、し尿・浄化槽汚泥の適正管理を行うため、クリーンセンターの運営管理業務であります。施設の維持管理については、複数年の運営管理業務委託を行っております。

財源内訳につきましては、その他特定財源として、し尿処理手数料 2,701万5,000円ほか、一般財源 1億9,868万円であります。

委員会資料 4 を御覧ください。

委託内容の主なものとして、9 ページの水槽については、防食工事を行います。

10 ページの破砕機予備は、20 年経過し劣化が懸念されるため、更新します。

詳細につきましては、後ほど、資料を御覧ください。

簡単ではございますが、クリーンセンターの説明は以上となります。

○山本環境課長　　続きまして、予算書の 130、131 ページを御覧ください。

続きまして、4 款衛生費、3 項環境衛生費、1 目環境衛生総務費であります。本年度予算額 7,031万6,000円は、前年度当初予算額と比較して 459万8,000円の増であります。環境課所管の予算としては、前年度比、1,000円の増であります。

需要費の詳細につきましては、担当係長より説明いたします。

○大川環境課係長　　環境学習・啓発事業であります。予算額は 18万9,000円で、予算内訳は、環境美化活動に係る費用や、尾鷲中学校の生徒と行う水生生物調査などに係る需要費が主なものとなっております。

○山本環境課長　　次に、2 目環境調査対策費であります。

環境調査対策費は予算額 1,370万8,000円で、前年度と比べて 172万8,000円の減であります。財源は、国県支出金 581万1,000円のほかは一般財源であります。

事業別の詳細につきましては、担当係長より説明いたします。

○大川環境課係長　　それでは、説明欄を御覧ください。

環境調査対策事業であります。

予算額は 257万1,000円で、前年度当初予算額と比較して 280万円の減額であります。

主要施策の予算概要 44 ページを御覧ください。

環境調査対策事業につきましては、市民の快適かつ良好な生活環境の維持・保全を図ることを目的として、公共用水域等の実態調査のほか、環境基準適合状況の把握のための騒音、振動測定を年 1 回と、中間処理施設に対する立入調査を年 4 回実

施いたしております。

財源内訳は、全て一般財源であります。

予算書 131 ページにお戻りください。

環境調査対策事業の主な予算について御説明いたします。

需用費 93 万 8,000 円は、環境調査用試薬、器具や図書追録等の消耗品費が 62 万 8,000 円、燃料費の 7 万 8,000 円は、分析に使用するプロパンガス代を計上しております。

光熱水費は、北側水辺空間再生施設に係る電気代 13 万 2,000 円、修繕料は、分析測定機器の修繕費 10 万円を計上しております。

役務費の 147 万 7,000 円は、賀田採石に係る降下ばいじん測定手数料等に係る発生元特定調査手数料の 127 万 8,000 円が主なものとなっております。

使用料及び賃借料の 15 万 6,000 円は、北川水辺空間再生施設の土地借上料 9 万 6,000 円と、海域調査 4 回分の船舶借上料 6 万円を計上しております。

また、減額の主な要因については、現在、賀田、三木里において、昭和 55 年度から 46 年間継続し大気環境の測定を行っていた一般大気測定局ですが、機器の老朽化により部品等の入手が不可能であり、機器を更新するには多額の費用がかかること、また、長期的な観測において数値がほぼ横ばいで推移していることなどを考慮し、今年度いっばいで廃止することとなり、例年計上しておりました大気測定器定期点検業務委託料が不要になったためであります。今後は、現在、三重県において平成 3 年から測定を継続している宮ノ上町にある尾鷲旧県職員公舎測定局におけるデータを活用することといたします。

次に、浄化槽普及促進事業であります。

主要施策の予算概要 45 ページを御覧ください。

事業の目的は、内容欄のとおりで、家庭からの生活雑排水による水質汚濁の防止を目的に、合併処理浄化槽の設置を推進するものです。

事業の内容としましては、市内の住宅における単独処理浄化槽やくみ取り便槽からの合併処理浄化槽への転換及び住宅新築時の合併処理浄化槽の促進を図ることとされています。

設置基数については、新設 21 基、転換 13 基を見込んでおります。

財源内訳につきましては、国庫支出金が 369 万 5,000 円、県支出金が 211 万 6,000 円、一般財源が 532 万 6,000 円となっております。

説明は以上であります。

○山本環境課長 予算書、136、137ページを御覧ください。

4款衛生費、3項環境衛生費、6目廃棄物政策費の本年度予算額は282万1,000円で、前年度当初予算額と比較して967万3,000円の減になります。

事業内容につきましては、担当係長より説明いたします。

○大川環境課係長 それでは、環境保全対策事業について御説明いたします。

主要施策の予算概要46ページを御覧ください。

事業の内容としまして、尾鷲市環境保全対策資材購入費補助金として34万5,000円を計上しております。内訳は、電動生ごみ処理機8機分、生ごみ処理容器3基分、ガーデンシュレッダー3機分の購入費に対する補助金になります。

また、令和6年度から開始した尾鷲市太陽光発電設備等設置費補助金182万4,000円、尾鷲市電気自動車等購入費補助金60万円をそれぞれ計上しております。

説明は以上であります。

○山本環境課長 予算書の10ページを御覧ください。

債務負担行為であります。

環境課分は2件で、下段にあるごみ収集車購入費及び清掃工場可燃物運搬車購入費です。これは、耐用年数を超過した特殊車両等を更新するものであります。いずれも期間は令和9年度から令和10年度まで、限度額は1,089万円であります。

以上が環境課に関する令和8年度尾鷲市一般会計予算の説明となります。よろしく御審査いただき御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○南委員長 ありがとうございます。

当初予算の説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

○中井委員 委員会資料の2ページ、可燃ごみ量推移というところでちょっとお聞きしたいんですけども、8月と12月に上がっている理由だけ、ちょっと教えていただきたいです。

○塩谷環境課係長 8月に関しては、ちょっと、お盆休みとか子供たちが夏休みということも考えられますし、12月に関しては、ちょっと大掃除とか、はっきりした理由までは分かっていないんですけども、多分そのような感じになっていると思います。

○中井委員 分かりました。

あと、ちょっと1点気になっていることがあって、これ、ちょっと組合で聞く話

かもしれないんですけども、広域ごみ処理施設が完成した後は、尾鷲市の清掃工場とかの扱いというのは、どのような予定になっていますか。

○山本環境課長 広域ごみ処理施設に関しましては可燃ごみの焼却施設に当たりますので、令和10年4月から広域ごみ処理施設が稼働した場合は、今の清掃工場での可燃ごみの焼却等はなくなります。ただし、資源ごみ等に関しましては、引き続き、尾鷲市で回収、処分等をしていく必要になりますので、そういった面では活用していくことになります。

以上です。

○中井委員 では、資源ごみのほうだけで今のある清掃工場とかを活用していくという認識でよろしいですね。

○山本環境課長 資源ごみに関しましては、今後、いろいろと検討していく必要があるわけなんですけど、尾鷲市で処理していく必要がありますので、清掃工場等も視野に入れながら、処分のほうを考えております。

以上です。

○中井委員 クリーンセンターのほうは、もうそのままなんですよね。

○山本環境課長 クリーンセンターに関しましては、令和7年度から6年間の契約をして、今、委託をしておりますので、今後6年間に関しましては、もうこの委託のままします。

ただし、今後に関しましては、クリーンセンターに関しましても長寿命化を図りながら活用できればというふうに考えておりますので、次の更新時期までにそういったものの検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○南委員長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○南委員長 他にございませんか。

○仲委員 予算書の127ページなんですけど、ごみ処理費の総額は、工事費の関係で減額されておるんですけど、委託料、2点ほど聞きたいんですけど、まず、委託料の焼却残渣運搬業務委託料と焼却残渣処分業務委託料は、これ、二つの委託料は、同一の業者なんですかね。

○西環境課主査 運搬のほうは、市内業者で行っています。処分のほうは伊賀市のほうに持っていつているので、伊賀市の所在する業者でやらせていただいています。

○仲委員 前年度とちょっと比較したんですけど、焼却残渣運搬業務のほうは、業務のほうも大体60万増、これは人件費とか諸物価の関係であると思うんですけど、その残渣処分のほうが結構増えておるんですけど、これは、やっぱり見積りもあるんでしょね。

というのは、次のページの129ページのほうも、委託料は、これ、し尿処理の委託料やけど、若干は上がったけど、ある程度、前年よりかはそんなに高くはないんですけど、そこら辺、どうですか。

○山本環境課長 今回、当初予算を計上するに当たって、各社から見積りを取らせていただきました。その中で、やはり実際に話を聞いてみますと、やはり運搬のコストが高くなったりとか人件費のコストが高くなっているという説明がありまして、単価が上がっているのは、もう致し方ないということで、今回、計上させていただいております。

○仲委員 もう一つなんですけど、次の次の清掃工場施設点検業務委託料、これが、言うたら320万ぐらい上がっておるんですけど、点検業務については、従来の点検業務か、また何か変更があったのかな。そこらは、どうですか。

○西環境課主査 基本的には従来と同じ項目でやらせていただきます。

ただ、先ほども言ったように、物価高による部品代とか、そういうものの高騰によって、そういうふうになってしまったということです。

○仲委員 この点検業務については、単なる点検じゃなしに、ある程度の点検、修理というのを、そこら、ちょっと説明をしていただきたいんですけど。

○西環境課主査 おっしゃるとおりに、ただの点検じゃなく、整備も修繕もちょこちょこやりながらやっていっていますので、毎年毎年同じって言われると、ちょっと違う点があるんですけども、足場も組んだりやりますので、もう点検のついでに、ちょこっと修繕もやっておこうかというような形でやらせていただいております。

○南委員長 他にございませんか。

○野田委員 すみません、主要施策の予算概要の41ページなんですけれども、その他特定財源にもなっています資源化物売却収入が315万4,000円、これ、大きいと思うんですけども、その前の39ページの資源ごみ収集費のところ、資源プラスチック類と紙類を特に啓発というふうにかかれていますが、今後、こういった資源化物の売却収入を増やすための取組というのは、新しく考えていらっしゃいますか。

○山本環境課長 資源化物売却収入に関しましては、資源化物売却収入を増やすというよりも、やはりリサイクル、3Rと言われているそういったことを尾鷲市の環境を守るためにも促進していきたいと、そういう形で、各種媒体、いわゆる尾鷲市のホームページ、あとは、SNS、それ以外にも環境月間等におきましては、広報おわせ等でそういう形の普及啓発というか、そういうリサイクル活動に関して推進をしていくと。リサイクル活動を推進していく結果、資源化物売却収入が増えるというのが好循環かと思しますので、引き続き、この取組は進めていきたいと思しますし、今後に関しましても、また新たな施策を考えられたら、それを手を打っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○野田委員 鹿児島県の大崎町とかのリサイクル率とかと比べると、まだまだ尾鷲市、頑張らなきゃいけないなと思うところなんですけど、その大きな差みたいところ、感じるどころ、ありますか。

○山本環境課長 大きな差を感じるというか、ほかのところとリサイクル率に関しましてということで、尾鷲市が特段悪いわけではないとは思んですけど、やはり、環境を先進している自治体さんに関しましては、やはり普及啓発活動と、あとは、監視、見守り体制とか、そういったこともやられていたりとかいう形で、かなりシビアに皆さんやられているというふうに聞いております。

まだ尾鷲市におきましても、設備的に難しいものもあるんですけど、ほかにもリサイクルできる、本当はリサイクルできるものもあるんですけど、そのためには経費がかかったりする部分でちゅうちょしている部分もあります。そういった点に関しまして、今後、その費用面を考えながら、さらに先に進めるようなことができるようであれば私どもも進めたいと思しますが、今、委員さんがおっしゃるとおり、まだまだちょっと工夫する余地はあるかなというふうに思っております。

以上です。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 他にないようでございますので、議案第14号の当初予算の環境課所管の審査を終了いたしたいと思します。

次に、報告事項として、地域温暖化対策実行計画についての説明をお願いいたします。

○山本環境課長　それでは、報告事項としまして、委員会資料5を御覧ください。

今年度策定している尾鷲市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）原案に対するパブリックコメントの実施結果及び今後のスケジュールについてであります。

尾鷲市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）につきましては、先月2日の行政常任委員会において、尾鷲市環境審議会が取りまとめた原案について説明させていただきました。

その後、資料にあるとおり、本計画原案についてパブリックコメントを実施しました。意見の募集期間は、令和8年2月2日から令和8年2月16日、対象者を市内に住所を有する方、市内に通勤または通学されている方、本原案に関し利害関係を有する方としております。

パブリックコメントの実施結果につきましては、募集期間中に提出された御意見は、下記のとおり提出者数1件、意見件数3件でありました。

なお、いずれの御意見についても今後の啓発活動等で対応していく方針であり、計画本文の修正は行いません。

また、今後のスケジュールとしましては、令和8年3月末に計画の完成及び公表を予定しております。

今後は、今回取りまとめさせていただきました本計画を基に各施策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○南委員長　説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言願います。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　それでは、この温暖化対策の実行計画の報告は聞いたものと理解をさせていただきます。

そのほか、環境課の報告はございませんか。

○山本環境課長　続きまして、委員会資料6を御覧ください。

今回、令和9年度東紀州環境施設組合負担金の増額について説明させていただきたいと思っております。

内容につきましては、東紀州環境施設組合全員協議会において説明があり、令和9年度の負担金が増える見込みとなったため、報告させていただきたいというふうに考えております。

まず、工事費の増額の主な要因としましては、経緯にあるように、東紀州環境施設組合では、令和3年度に測量・地質調査を実施し、その結果を基に見積徴収を行い、予定価格を決定しました。

また、JVは、その調査結果を反映した要求水準書に基づき施工方法を決定し、積算を行いました。

契約締結後、JVは設計業務を開始し、各施設の配置を確定させ、それに基づき、改めて詳細な地質調査を行いました。組合が提示し……。

○南委員長 課長、これもちょっと入れてもらわな……。

○山本環境課長 資料ですね、すみません、資料6は、通知できましたでしょうか。

○南委員長 お願いします。すみません。

○山本環境課長 申し訳ない。途中からでもよろしいでしょうか。

○南委員長 いや、もう一回、初めからして。

○山本環境課長 申し訳ありません。

○南委員長 ゆっくり、ゆっくり、ちょっと早いもので、聞き取りにくいもので。

○山本環境課長 申し訳ありません。

○南委員長 もう少しスローペースでお願いします。

○山本環境課長 それでは、委員会資料6について御説明させていただきたいと思います。

令和9年度東紀州環境施設組合負担金の増額についてであります。今回の内容について東紀州環境施設組合全員協議会において説明があり、令和9年度の負担金が増える見込みとなったため、報告させていただきます。

まず、工事費の増額の主な要因としましては、経緯にあるように、東紀州環境施設組合では、令和3年度に測量・地質調査を実施し、その結果を基に見積徴収を行い、予定価格を決定しました。

また、JVは、その調査結果を反映した要求水準書により施工方法を決定し、積算を行いました。

契約締結後、JVは設計業務を開始し、各施設の配置を確定させ、それに基づき改めて詳細な地質調査を行いました。組合が提示した地質調査のものより推定される最大礫径、岩の大きさが大きくなることが判明し、現場状況に即した工法へ変更を余儀なくされ、増額するとの説明でありました。

次に、1、工事請負費の変更ですが、当初契約額111億6,390万円から、

変更契約後 1 1 3 億 4, 3 8 9 万 3, 0 0 0 円となり、増加額は 1 億 7, 9 9 9 万 3, 0 0 0 円となります。

2、増加分に係る財源ですが、合計金額 1 億 7, 9 9 9 万 3, 0 0 0 円から国庫支出金の 4, 0 1 9 万 8, 0 0 0 円を差し引きし、5 市町の負担金は 1 億 3, 9 7 9 万 5, 0 0 0 円となり、負担率を掛けた尾鷲市分が 3, 4 1 4 万 7, 0 0 0 円となります。

また、3、負担金の支払いにつきましては、増加額の 3, 4 1 4 万 7, 0 0 0 円から起債借入れによる交付税算入額を差し引きした尾鷲市の実質負担額は 2, 2 0 4 万 5, 0 0 0 円となる見込みです。

支払い時期につきましては、令和 9 年度の負担金に加算される見込みであり、令和 9 年度当初予算に計上させていただく予定となっております。

報告事項の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、特に御質疑のある方は御発言を。

○西川委員 これ、約 1 億 8, 0 0 0 万近い増額なんですけど、どういう工法に切り替えたんですか、そういう高額な増額ということは。

○山本環境課長 今回、組合からの説明によりますと、もともとのその岩を撤去することに関しましては、アスコラム工法という工法で進める予定でありました。しかし、岩の大きさが想定以上であったことから、CD 工法、ケーシングドライバー工法という形で、この形ですと、なかなか掘削するには時間はかかるんですけど大きい岩も掘削できるということで、この工法に変更するというふうに話を聞いております。

以上です。

○西川委員 それ、1 億 8, 0 0 0 万分の土砂というのは、大体どれぐらい出ました。

○山本環境課長 すみません、土砂の量の詳細なことに関しましては、ちょっと私ども、詳しいことまでは分からないんですけど、まず、最大、最初のボーリング調査時におきましては、採取した最大の岩の大きさ、礫径は 3 0 0 ミリを組合の地質調査では出たわけなんですけど、J V の地質調査におきましては、最新の最大礫径は 6 2 0 ミリということで、2 倍以上の大きさの岩が出たというふうに聞いております。

○西川委員 今後、もっとでかい石が出る可能性もなきにしもあらずですよ。

それは、今の工法だと、多分、行けると思うんですけど、それについても、また増額になるんですか。

○山本環境課長 現在のところ、組合とも話をさせていただいておりますが、こういった地質に関しての増額という話は、今のところ、聞いてはおりません。

○西川委員 いやいや、地質の増額じゃなく、これからも大きな石が出てくる可能性があるわけでしょう。そうしたら、この1億8,000万の増額だけで収まるのか、それとも、またさらに増額が増えてくるのかということを知っておるんですけど、ちょっと意地悪な質問やったかな。

○山本環境課長 今回の工法変更をしたことにより、今のところ、このままこの工事費内で進められるというふうに話は聞いておりますが、100%この金額で確定できるというふうなことは、はっきりとは言えない状況だとは思いますが、現状のところは、この増額の工事費で進められるというふうには聞いております。

○西川委員 それと、やっぱり、尾鷲からも持ち出しするんだったら、もう勝手にお金、増額しましたよじゃなく、やっぱり議会にも、紀北町でももめていましたよね。議会にも、もっと早く、臨時でもいいから、タブレットで流すだけでも違うでしょう。報告だけは、きちっとしましょう。

○南委員長 市長、どうですか。

○加藤市長 今回の増額につきましては、まず、今年の1月の29日にこの東紀州環境施設組合の臨時議会、これを報告させていただいて、その議会で認めていただいたと。それについては、尾鷲市への報告については、一般質問で西川委員の一般質問でも申し上げましたけれども、直近の定例会、今日、今回ですね、3月の定例会での行政委員会で説明させていただくと、こういう話になった。

ただ、これは、正直申しまして、これ、東紀州環境施設組合のこの管理者として話はさせていただくんですけども、確かにおっしゃるように、この工事がプラスアルファになるということについては、要するに、各市町の負担金というのが当然起こり得ることですので、それは、委員がおっしゃるように早めに報告すべき事項であったと反省いたしております。

以上でございます。

○南委員長 西川委員、よろしいですか。

今の加藤市長のほうからお話があったように、当委員会から議会から出ておるのは、議長と私、常任委員長の2名でございますので、今度、管理者とも十分相談しながら、議長とも相談しながら、できるだけ早く情報は共有したいと思いますので、

議長、またよろしくお願いたします。

特に議長は、よろしいですか。

(「いいです」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないですか。

できる限り皆様と情報を共有していきたいと委員長としては考えておりますので、執行部、議長とも相談した上で速やかな対応を取らせていただきます。

他に、この際ですので、特にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないようですので、環境課の議案審査を終了いたします。

本日はこれにて終了させていただきます。

明日は、水産農林課と商工観光課の2課を予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

(午後 2時04分 閉会)